

横浜市環境創造審議会からの提言について

横浜市が取り組むべき「地球温暖化防止」や「緑化の推進」の施策について、横浜市環境創造審議会から3つの提言を受けましたのでご報告します。

1 検討経過

平成19年6月5日に開催した横浜市環境創造審議会において、「地球温暖化対策検討部会」と「緑化推進部会」が設置され、今後の横浜市が取り組むべき施策について専門的な検討が進められました。さらに、審議会において各部会の提言案について審議が行われ、本日提言が提出されました。

2 横浜市環境創造審議会からの提言

- (1) 今後の地球温暖化対策について 中間取りまとめ
- (2) 緑施策の重点取組について 提言
- (3) 緑化地域制度の導入について 提言

3 各提言の概要

(1) 今後の地球温暖化対策について 中間取りまとめ

「将来像」として、本市の中長期的な温室効果ガス排出量の目標を設定し、達成のために施策の展開を図るべきであると提言をいただきました。

「分野ごとの基本戦略」では、7つの基本分野ごとに、それぞれ基本戦略が掲げられています。

《7つの基本分野》

- ①まちづくり（建物） ②まちづくり（交通） ③まちづくり（ヒートアイランド対策の推進、良好な水環境やみどりの創造） ④まちづくり（都市構造）
- ⑤企業・事業活動 ⑥個人・家庭生活 ⑦再生可能エネルギーの利用拡大

「推進のための仕組みづくり」では、「脱温暖化に関する制度整備」や「多様な市民参加による行動促進」などに言及されています。

(2) 緑施策の重点取組について 提言

「水と緑の基本計画(H18.12)」及び「中期計画(H18～22)」のリーディングプロジェクトである緑の総量(緑被率 31%)の維持向上を目標とした「横浜みどりアップ計画」に基づき、横浜市が今後新規・拡充して重点的に取り組むべき「緑施策の重点取組」についての提言をいただきました。

提言では、地球温暖化対策や緑の環境整備のための財源確保等、緑を取り巻く諸情勢に対応するため、4つの重点取組についての方向性が示されました。

①10大拠点等まとまった緑の保全

緑地所有者の負担軽減や相続時の支援など、持続的に保有できる仕組みづくり 等

②市街地の身近な緑の保全と創造

緑化地域制度の拡大、屋上緑化の推進 等

③樹林地等の維持管理・運営

所有者の維持管理負担軽減、緑地の質の向上、市民利用の促進、緑の資源循環促進 等

④多様な主体の参加と協働の推進

市民、企業の自発的な取組の推進、自然とのふれあいの機会創出 等



(3) 緑化地域制度の導入について 提言

緑化地域制度の横浜市への導入については

①緑化地域を市内の住居系用途地域全域に指定

②緑化率の最低限度を 10%

③対象となる敷地面積の規模を 500 m²以上

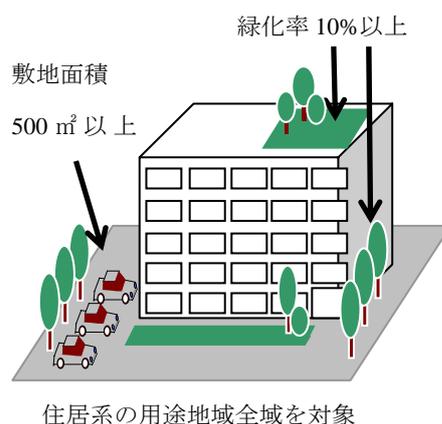
とし、この制度の導入にあたっては

①市民が自発的に緑化する環境づくり

②トータルな緑化制度の構築

③緑化の質的維持・向上の施策

について取り組むように提言をいただきました。



横浜市環境創造審議会について

横浜市環境創造審議会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、設置しています。横浜市の環境の保全及び創造に関する事項について調査審議をしていただきます。

- (1) 設置条例 横浜市環境創造審議会条例
 (2) 施行日 平成19年4月1日(横浜市環境審議会に横浜市緑の環境整備審議会を統合)
 (3) 委員定数 20人(任期2年)
 (4) 横浜市環境創造審議会委員名簿

氏名	役職	備考
梅田 誠	元横浜市教育委員長(財)木原記念横浜生命科学振興財団理事長	会長
猪狩 庸祐	弁護士	副会長
進士 五十八	東京農業大学地域環境科学部教授	副会長
相澤 貴子	水道局技術顧問	
織 朱實	関東学院大学法学部准教授	
北村 喜宣	上智大学法学部教授	
河野 正男	中央大学経済学部教授	
後藤 史子	横浜市立小学校長会代表	
後藤 ヨシ子	横浜商工会議所副会頭	
小堀 洋美	武蔵工業大学環境情報学部教授	
佐々木 明男	横浜市町内会連合会代表	
佐土原 聡	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授	
志村 善一	横浜市JA連絡会議代表	
新海 毅	横浜市医師会副会長	
高梨 雅明	独立行政法人 都市再生機構 地方都市整備・公園担当理事	
田代 洋一	横浜国立大学国際社会科学部教授	
長岡 裕	武蔵工業大学工学部教授	
檜垣 宏子	鶴見川を再発見する会代表	
藤巻 司郎	横浜市造園協会会長	
水野 貴美	横浜市環境教育推進委員会委員	

(5) 地球温暖化対策検討部会委員名簿

氏名	役職	備考
佐土原 聡	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授	部会長
河野 正男	中央大学経済学部教授	副部会長
飯田 哲也	特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所所長	専門委員
小川 泰子	社会福祉法人 いきいき福祉会専務理事総合施設長	専門委員
多田 博之	ジャパン・フォー・サステナビリティ共同代表	専門委員
中原 秀樹	武蔵工業大学環境情報学部教授	専門委員
渡辺 パコ	特定非営利活動法人 環境リレーションズ研究所監事	専門委員

(6) 緑化推進部会名簿

氏名	役職	備考
小堀 洋美	武蔵工業大学環境情報学部教授	部会長
後藤 ヨシ子	横浜商工会議所副会頭	
佐々木 明男	横浜市町内会連合会代表	
高梨 雅明	独立行政法人 都市再生機構 地方都市整備・公園担当理事	
高見沢 実	横浜国立大学大学院工学研究院准教授	専門委員

今後の地球温暖化対策について

中間取りまとめ

平成 19 年 12 月

横浜市環境創造審議会

提言にあたって

地球温暖化の問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる重要かつ地球規模での環境問題である。地球温暖化問題の解決には、現在を生きる我々一人ひとりが、これまでの生活・事業スタイルを見直し、地球環境への負荷を可能な限り小さくしていく取組が必要である。

これまで、夏は夏らしく(クールビズ)などの普及啓発や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入などの地球温暖化対策に取り組んできたが、市民一人当たりの温室効果ガスの排出量は平成2(1990)年度比で約9%増加しており(2004年度時点)、施策の効果が十分に表れていない。

横浜市においては、地域での脱温暖化に向けた具体的な取組が重要であるとの認識から、平成18年度に「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を改訂し、市民・事業者・行政による「横浜市地球温暖化対策推進協議会」の発足や「地球温暖化対策計画書制度」の運用等、その着実な推進を図ってきた。さらに、本年3月には、新エネルギーの普及・啓発を目的とする、環境行動都市・横浜のシンボリック存在となる風力発電所を、市民・事業者との協働により竣功させたところである。

しかしながら、市域における温室効果ガスの排出量は目標達成には厳しい状況が続いている一方、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書等に見るように、これまで以上に温暖化対策に対する世界的な関心が高まっている状況がある。折しも、前アメリカ副大統領アル・ゴア氏と、IPCCが本年のノーベル平和賞を受賞したことは、この状況を如実に示している。

今こそ、長期ビジョンに掲げる「環境行動都市・横浜」にふさわしい、斬新で思い切った新施策を含めた今後の横浜市の温暖化対策について議論を進め、実施していく必要があるとの認識から、第1回横浜市環境創造審議会(平成19年6月5日)において、地球温暖化対策検討部会を設置し、7回にわたり議論を進めてきた。今回、これまでの議論の中で出された意見をまとめ、提言としてここに報告する。

今後、本提言に基づき、新たな脱温暖化施策を早急に検討し、「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」をより一層、強力に進めていくとともに、市民・事業者・行政が一体となり実施に向けて果敢に取り組んでいくことを期待する。その推進役として行政の果たす役割は特に重要である。

なお、地球温暖化対策は、世界のあらゆるレベルで、日々様々な議論・研究等が進められている。環境創造審議会として、最新の知見に基づく効果のある施策と、その実施体制の検討を引き続き行い、さらなる提言を重ねていくこととし、「中間とりまとめ」とした。

平成19年12月18日

横浜市環境創造審議会

会 長 梅 田 誠

同 地球温暖化対策検討部会

部会長 佐土原 聡

副部会長 河 野 正 男

専門委員 飯 田 哲 也

専門委員 小 川 泰 子

専門委員 多 田 博 之

専門委員 中 原 秀 樹

専門委員 渡 辺 パ コ

目次

I	現状に対する基本認識	1
II	将来像	1
(1)	将来像（あるべき姿）	2
(2)	温室効果ガス排出量の目標	2
III	基本的考え方	3
IV	7つの基本的分野とそれに基づく基本戦略	4
1	まちづくり（建物）	4
2	まちづくり（交通）	6
3	まちづくり（ヒートアイランド対策の推進、良好な水環境やみどりの創造）	8
4	まちづくり（都市構造）	10
5	企業・事業活動	11
6	個人・家庭生活	13
7	再生可能エネルギーの利用拡大	15
V	施策推進のための仕組づくり	16
VI	脱温暖化都市実現に向けたステップ	18
VII	おわりに	19
	（別添）検討すべき施策一覧	20
	参考資料	
	横浜市環境創造審議会地球温暖化対策部会委員名簿	26
	「今後の地球温暖化対策について」検討経緯	27

I 現状に対する基本認識

平成 16 (2004)年度における横浜市の温室効果ガス排出量は、前年 (2003 年) 度と比較すると 5.0%減少となっているものの、京都議定書の基準年と比べると約 20%の増加である。この間、全国の温室効果ガス排出量の増加率は 7.4%であり、横浜市は全国の約 3 倍の高い増加率となっている。これは、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出量について、業務部門の増加率 (84%) が全国 (38.4%) と比較して高いこと、また家庭部門 (民生) の増加率 (38%) が全国 (32.3%) と比較して高いことに起因する。

平成 19 年 2 月以降に公表された一連の「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」第 4 次評価報告書では、「気候システムの温暖化には疑いがない」こと、20 世紀半ば以降の温暖化は「人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高い」とほぼ断定するとともに、長期的な平均気温上昇とその気候変動の影響の大きさは、今後 20~30 年間の緩和努力によりほぼ決定される、と述べている。今、本格的な温暖化対策に取り組まなければ、人類の生存が危うい状況であると警告している。これらの IPCC 報告書の公表を契機として、地球温暖化の現状、影響等について世界レベルでの関心が高まっている。

しかし、依然高い水準で推移している温室効果ガスの排出状況を考えると、その関心の高さが、市民にあっては家庭の中における生活・活動で、事業所にあっては事業活動で、温暖化防止に向けた具体的な行動に十分に結びついていない状況にあると言える。

横浜は、人口 363 万を擁する大都市として、さまざまな都市活動から温室効果ガスを大量に発生させている実態がある。市は、自ら率先して削減に努めなければならないのはもちろん、市民生活や企業活動に密着した基礎的自治体の特性を活かし、脱温暖化に向けた施策を国や他都市と連携しながら取り組み、それが市民・事業者の具体的な行動に結びつくよう、先頭に立って推進していくことが「環境行動都市・横浜」の責務であると考えられる。

II 将来像

地球温暖化の主因とされる二酸化炭素の排出量が少ない生活・産業システムが構築された「脱温暖化都市ヨコハマ」の実現に向けて、今後さまざまな取組を進めて行かなくてはならない。取組施策を検討する上で「脱温暖化都市ヨコハマ」の将来像を次のように想定した。施策の展開にあたっては、今後、この将来像を含め、市民・事業者・行政が十分な議論を行い、認識の共有化を進め

る必要がある。

(1) 将来像（あるべき姿）

ライフスタイル・事業スタイルを変革し、「ささやかな行動から横浜スタイルを確立」、「脱温暖化都市横浜を目指したまちづくり」を進めたことで、地球温暖化の主因とされるエネルギー起源の二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会が実現している。

建物や自動車、まちそのもの、市民・事業者の活動などでの省エネルギーの取組が徹底され、無駄の少ないライフスタイル・事業スタイルとなっている。また、脱温暖化に有効な技術開発とその普及により、太陽や風力エネルギーなどの再生可能エネルギー¹や未利用エネルギーの利用が進み、脱温暖化型の企業活動が定着している。

大都市でありながら、心の安らぎを提供するだけでなく、二酸化炭素の吸収にも資する樹林地や農地などの緑が、市民生活の身近なところに散在している。

このような取組が都市の魅力となり、環境ショーケースとして世界に向けて発信している。

以上に掲げた都市像を、横浜のあるべき姿である緑豊かな「脱温暖化都市」として目指すべきである。

(2) 温室効果ガス排出量の目標

「横浜市地球温暖化対策地域推進計画（2001年策定、2006年改訂）」（以下、「推進計画」という）に基づく短期目標（2010年度における一人当たりの温室効果ガス排出量を、1990年度比で6%以上削減する）や、横浜市地域エネルギー基本構想における検討を踏まえ、次に示すような具体的な数値目標を設定し、達成に向けて施策の展開を図るべきである。

「平成 62(2050)年度までに、一人当たりの温室効果ガス排出量を、現在から 60%以上削減する」

ことを目指し、この目標の達成に向けて、

「平成 37(2025)年度までに、一人当たりの温室効果ガス排出量を、現在から 30%以上削減するとともに、再生可能エネルギーの利用を現在の10倍にする」

こととする。

¹ 再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギー、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーなど、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。

横浜市民一人当たりの温室効果ガス排出量（目安）

	1990年	現在 2004年	2010年	2025年	2050年
1人当たりの温室効果 ガス排出量（t・CO ₂ /人）	5.28	5.74	4.96	4.02	2.30
参考試算（日本全体）	10.2	10.6	-	8.52	7.12

Ⅲ 基本的考え方

横浜市では、地球温暖化対策を、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づく「横浜市環境管理計画（1996年策定）」の基本方針の一つに位置づけ、従来から取り組んできたところである。京都議定書の発効や国の京都議定書目標達成計画の策定を受け、横浜市における温暖化対策の確実な進捗を目指し、昨年度（2006年度）に「推進計画」を改訂し、目標及び施策の方向性、目標達成のための方策を定めるとともに、市民、事業者が取り組むべき具体的な行動を10の重点行動として示している。

しかし、現在の温室効果ガスの排出状況からは、先に掲げた2025年の将来像（目標）を実現することは極めて困難な状況であり、従来の取組を進めていくだけでは不十分である。そこで、**全庁的に横断的に取組を進めるとともに、市を挙げての強力な温暖化対策の推進が求められている。**

一方、脱温暖化社会への移行は、生活の質の低下、極力社会的弱者へのしわ寄せ等を招かないで済むよう配慮しながら、持続可能な脱温暖化社会づくりを進めることが求められる。これらのことに十分留意して市民の理解を得ることが大前提である。

そこで、今後取り組む地球温暖化対策については、対象となる温室効果ガスを二酸化炭素にしぼるとともに、**基本的考え方を次のとおりに整理し、横浜市として、地球温暖化に対する積極的な取組姿勢を明確に打ち出すこととする。**

【施策の目指す方向】

（１）二酸化炭素の排出削減に繋がる仕組の構築と生活の質の向上

横浜市の持つ行政手法を最大限に活用し、脱温暖化型の社会経済システムの構築を進めるとともに、二酸化炭素排出量が少なく、かつ生活の質が向上するようなエコライフスタイルへの変革を目指す。

（２）政策資源の集中と政策イノベーション

二酸化炭素排出削減に実効性のある施策実現に資源を集中するとともに、

国・地方自治体における政策イノベーションを横浜が先頭に立って喚起するような施策を展開する。

(3) 市場需要型の施策の展開

従来から行われてきた技術供給型の施策（研究開発や施設設置への助成など）のみならず、省エネや再生可能エネルギーの市場拡大を促進する市場需要プル型の施策(新たなビジネスモデルの導入や需要創出につながる関連産業の育成など)に積極的に取り組む。

(4) 活発なコミュニケーションと協働による事業推進

脱温暖化の取組は、より多くの市民、事業者など、ステークホルダーとの協働した取組である。単なる普及・啓発にとどまらず、温室効果ガスが地球環境に与える影響について、市民が正しく学習・理解し、行動に移せるように、場や情報の提供に積極的に取り組み、合意に基づいて施策を展開する。

IV 7つの基本的分野とそれに基づく基本戦略

基本戦略を検討するにあたり、従来の「家庭部門」「業務部門」「運輸部門」といった温室効果ガスの発生源別の検討では、部門を越えた施策について検討しにくいことから、施策対象ごとに「建物」「交通」「ヒートアイランド・緑」「都市構造」「企業・事業活動」「個人・家庭生活」「再生可能エネルギー」の7分野について検討を行った。

1 まちづくり（建物）

(1) 課題と方向性

「推進計画」では、2010年度における建築住宅分野からの温室効果ガスの削減目標量を約65万トンとしている。これは全削減目標量331万トンの約20%であり、寄与度としては大きいものがある。

技術的にも省エネルギー技術・再生可能エネルギー技術の進歩により、再生可能エネルギーだけで自給自足、さらには他に供給できる住宅も可能となっている。

建築物は通常一度造られると何十年も存在し続けるため、今から造られる建築物は、良好な市街地ストックに併せた200年住宅等も視野に入れた、**長期的に高いレベルのエネルギー性能**を持つことが期待される。また、圧倒的に多数を占める既存建築も、改修・建て替えによりエネルギー性能の向上を図ることが重要である。

(2) 脱温暖化都市実現のための施策

◎ 建築物のエネルギー性能の評価・格付け制度の導入

多くの人にとってクルマの燃費には関心が高いが、建物の燃費（エネルギー性能）は、その情報が十分でないこともあり、比較的関心が薄い。しかし、建物のエネルギー性能は、毎年の光熱費、住生活の快適さなどに大きな違いをもたらすことから、建物の所有者・使用者として知るべき重要な情報といえる。

したがって、全ての建物についてのエネルギー性能をシンプルでわかりやすく表現し、所有者・使用者がこれを理解するとともに、建物取引時（建設、売買、賃貸、広告等）に知ることができれば、消費者はより賢明な選択ができるようになる。このような市場が形成されれば、エネルギー性能のよい建物が自然と増加していくと思われる。

そこで、「エネルギー性能、燃費の向上のための改修提案、投資回収見通し、収益還元法による不動産評価等からなる建築燃費診断書（仮称）」、また「これらの診断者の資格・育成などの評価審査体制の整備、取引時添付の義務づけ等」など、建築物のエネルギー性能を評価・格付けする手法の具体化を検討する必要がある。

◎ 建築物のエネルギー性能の向上に向けた規制・誘導方策の検討

新築、建て替え、改修等のさまざまな建築のタイミングをとらえ、省エネルギー性能の向上・再生可能エネルギー導入などに対して、経済的なインセンティブ（補助、税の軽減、低利融資等）を与えることが効果的であり、これによる誘導を図る必要がある。

インセンティブの付与とあわせて、脱温暖化社会を展望した必要最低限のエネルギー性能を確保するためには、適切な規制手法の活用も図るべきである。建築主負担・技術水準・市場環境・行政コストなどを踏まえつつ、適切な手法の検討を進めるとともに、国に対して法改正の要望等を行う必要がある。EUの一部では、太陽光・太陽熱の利用について義務付けの動きもあり、太陽エネルギーなど再生可能エネルギーの導入についてもあわせて検討すべきである。

◎ 脱温暖化モデルプロジェクトの実施

省エネルギー技術、再生可能エネルギー技術は日々進歩しており、これらの技術を活かしたモデルプロジェクトを進め、技術の普及とともに脱温暖化社会を可視化することは大きな意義がある。そこで、大規模建築や先導的なまちづくりを行う際には、エネルギー性能が高く、かつ魅力的な建築・まちを具体化していく必要がある。

◎ 建築物の長寿命化

建築物のCO₂削減には、建築時のみならず除却時を含めて「ライフサイクルCO₂」²を考慮すべきであり、建築物の長寿命化や良質化が必須である。このため、新築時においては、構造面や環境面など高規格な仕様や将来の使い勝手の変化に対応できるフレキシブルな設計を行うこと、また既存建築についても同様に効果的な改修することが必要である。これらを誘導するために環境配慮型の設計指針の作成が必要である。また、良質な中古住宅の流通を促進するために、住宅性能評価をデータベース化するなど中古住宅市場の活性化を図る必要がある。

◎ 建築設計関係者等との連携

先に記載の「建築物のエネルギー性能の評価・格付け制度の導入」や「建築物の長寿命化」等の検討には、建築設計関係者等との相互協力が不可欠であり、十分に連携を図りながら進めていく必要がある。

2 まちづくり（交通）

（1） 課題・方向性

運輸部門からの温暖化ガス排出量は横浜市域全体の22.3%を占め、自動車は運輸部門のエネルギー消費量の92%を占めている。全国的に見て、「改正省エネ法」に基づく運輸部門の規制が開始され、自動車燃費は世界最高水準を達成・維持している状況だが、モーダルシフト³、交通流対策、エコドライブ⁴の普及等の一層の推進が必要と指摘されている。本市「推進計画」では、温室効果ガスの削減に向けた重点行動として、クリーンエネルギー自動車の利用、公共交通機関等の利用、エコドライブの実践、再生可能エネルギーの導入を掲げるとともに、運輸部門において2010年度には自家用自動車に13%、業務用

² ライフサイクルCO₂：建築に起因するCO₂排出量を算出するために、建物寿命1年あたりのCO₂排出量を評価する手法のこと。手順は、評価対象建物の資材消費量や建設時の物資輸送距離、暖冷房照明等のエネルギー消費量などを算定し、各過程での誘発素材量やエネルギー消費量、CO₂排出量、廃棄物負荷等を算出し、影響項目間の重み付けを行って総合評価する。建設時の地球環境影響としては、鉄鋼、セメントなど素材製造工程での誘発CO₂排出が大きいとされている。（「環境goo」より）

³ モーダルシフト：輸送手段を変更するという意味合いの言葉であるが、交通に関連する環境保全対策の分野では、より環境負荷の小さい手段に切替える対策を総称してこのように呼んでいる。（「EICネット」より）

⁴ エコドライブ：省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。（「EICネット」より）

自動車で 17%削減することで、合わせて 69 万トンの温室効果ガスの削減を見込んでいる。

この自動車から排出される二酸化炭素の削減については、**自動車単体からの温室効果ガスの排出量を抑制するとともに、規制的手法による自動車交通の円滑化、需要の抑制、さらに節度あるマイカー利用やエコドライブを進めるための市民や企業への意識啓発を積極的に展開する必要がある。**加えて、鉄道やバスなど公共交通機関の魅力を高めることによる利用促進や、歩きやすく自転車利用のしやすいなどの環境整備を進め、**過度に自動車に依存しない交通体系・社会を目指す交通施策を総合的に進める必要がある。**施策の実施にあたっては、導入効果を測定するための社会実験的手法を積極的に活用する必要がある。

(2) 脱温暖化都市実現のための施策

◎ 自動車単体からの二酸化炭素排出抑制

自動車販売店での低公害車の販売促進や、一定台数以上の車両を運用している事業者の計画的な低公害車の導入を義務付けるなどの取組を進めるとともに、**公用車を率先的に低排出型の車両に転換することや、経済的制度を活用した民間事業者の車両等の低燃費化（省エネルギー化）転換促進、バイオ燃料などの再生可能エネルギーの導入を進めることが必要である。**アイドリングストップなどのエコドライブの普及や、環境にやさしい車両整備を推進する必要がある。

◎ 公共交通機関の利用促進

路線バス同士の乗り継ぎやバスと鉄道の乗り継ぎの利便性を高めるため、**交通結節点となる駅のバリアフリー化やバス停の快適性向上を進めるべきである。**また、バスの定時性を確保するため、**バス専用・優先レーンの導入、公共交通車両優先システム（PTPS⁵）**など、路線バスの通行に優先権を与える道路交通管理について調整を図る必要がある。あわせて、バスの運行状況をリアルタイムに把握できるシステムや、わかりやすい**公共交通マップ**の作成など、利用者への情報提供を積極的に実施すべきである。

◎ 自動車交通の円滑化・需要の抑制

体系的な道路ネットワーク整備、渋滞箇所における道路拡幅や交差点改良などを進めるとともに、**リアルタイムな道路交通情報の提供、駐車場案内システ**

⁵ PTPS：Public Transportation Priority Systemsの略。

ムの高度化などにより、ドライバーに対して適切な経路変更を促す施策を進める必要がある。あわせて、商業施設等の駐車場利用に対する課金制度、ロードプライシング⁶など、規制的手法についても検討を進めるべきである。

◎ 環境にやさしい交通行動の啓発

自動車利用についての人間の行動に着目し、商業者と連携したマイカー依存型買い物スタイルの転換、脱マイカー観光モデルルート⁷の普及など、**交通の利用者側の視点からの取組**を進める必要がある。

エコドライブの実践や環境車検（環境にやさしい車両整備）の推進、自動車の節度ある利用方法や公共交通機関の利用を促すための啓発活動、マイカー通勤の抑制について企業に協力を呼びかける取組など、**自動車利用者に対して自発的な交通行動の転換**を働きかけていくための啓発活動を進める必要がある。あわせて、横浜カーフリーディなどのイベントの拡充を図るべきである。

◎ 都心部を対象とした先導的交通施策の展開

誰もが歩きやすい**歩行空間の整備**や、自転車が安全で安心して走行できる**連続的な自転車走行環境の形成**など、既存道路網の再整備を進めるとともに、地域の誰もが手軽に自転車を利用できる「コミュニティサイクル事業」⁷の実現を図るべきである。また、都心部のあらゆる公共交通機関が定額で利用できるフリーチケットやゾーン別料金体系について、導入を検討する必要がある。

3 まちづくり（ヒートアイランド対策の推進、良好な水環境やみどりの創造）

（1） 課題・方向性

横浜市では特に都心部でのヒートアイランド現象が顕著であり、現象の緩和を図り、環境の質を確保することは地球温暖化対策としても重要である。一方、良好な水環境やみどりの存在は、地球温暖化対策としての効果（吸収源やバイオマスエネルギーの活用等）が期待される。

都市域においては特に都市排熱の抑制や緑化等地表面の改良を図るとともに、既存の大規模な樹林地などの緑地をクールスポットとして維持・保全するなど、**地域特性に応じた施策を展開**し、より快適な生活空間や良好な生息空間

⁶ ロードプライシング：都市の交通量を抑制し渋滞や自動車公害を緩和する経済的手法のひとつで、道路の使用に対して直接的に料金を課す制度。

⁷ コミュニティサイクル事業：一定地域において、共用自転車を安価又は無償で使用できるようにするシステム。貸し借りが自由にできる駐輪場を複数箇所設けるなど、通常の貸し自転車事業よりも利便性を高めるなどの工夫がなされている場合が多い。

を確保することが必要である。これらにより、熱帯夜日数の減少が図られる。

(2) 脱温暖化都市実現のための施策

◎ 排熱抑制の取組

各種省エネルギー施策などの温暖化対策に加え、更新に合わせ設備機器の排熱形態の転換等を進める必要がある。

◎ 地表面の改良、風の道の確保の取組

本市ではこれまでに、緑地の保全、建物の屋上・壁面や敷地の緑化の推進、保水性舗装（すず風舗装）の採用・推進、打ち水の実施や雨水樽の活用等の取組事例が蓄積している。これらの結果を検証しながら、さらに取組を拡大・拡充する必要がある。また、ドライミスト⁸の設置や遮熱性塗装等の**新技術の実証実験の実施**を検討すべきである。

◎ 調査・情報公開・啓発の取組

ヒートアイランドの実態を把握し、横浜市の現状および将来を市民が実感できるようにするため、市内の温度や風環境調査等の実態調査を充実し、横浜市の地域特性に即した対策の効果をシミュレーション手法等により検証するとともに、シンポジウム等の場を活用して情報の発信を積極的に図ることが必要である。

◎ 二酸化炭素の吸収源・バイオマス資源の供給源

市内に存在する緑は、二酸化炭素の吸収源としてはその寄与割合は小さいものの、緑の機能や二酸化炭素の循環の仕組みを身近に体験する場として、樹林地の保全は、温暖化対策の啓発にとっても意義が大きい。保全するためには、適切な管理が不可欠である。

市内だけでなく国内の森林の適切な管理の際に発生する剪定枝や間伐材を、木質ペレット・チップとしてボイラー・ストーブの燃料として利用する等、**バイオマス⁹資源としての活用を検討すべきである。**

⁸ ドライミスト：微細な水の粒で人工的な霧を発生させて、水が液体から気体になる際に周囲から熱を奪う気化熱を利用して周辺の気温を下げるシステムのこと。（能美防災株式会社のホームページより。「ドライミスト」は能美防災株式会社の登録商標）

⁹ バイオマス：もともと生物（bio）の量（mass）のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。（「EICネット」より）

4 まちづくり（都市構造）

（１） 課題・方向性

都市を構成するインフラ・土地利用などは、一度出来上がると長期間継続するもので、短期的視点では改善は困難であり、長期的視点をもって取り組むべき課題である。

コンパクトな都市構造を目指し、駅・バスターミナルを中心とした、歩いて生活できるまちづくりを進めるとともに、緑の保全創造を進める。これらによって、脱温暖化型であるとともに、豊かで快適な都市生活の実現を図るべきである。

また、都市の物質循環・エネルギー循環の一部を担う下水処理施設や廃棄物処理施設等についても、技術革新を活かしつつ脱温暖化に資する仕組への転換を目指すべきである。

（２） 脱温暖化都市実現のための施策

◎ コンパクトなまちづくりへの誘導

まちづくりを進めるに当たっては、屋上や壁面を含め緑化を義務付ける検討とともに、エネルギー効率が高くなるようなまちづくりを行う必要がある。

一層のコンパクトシティを目指すために、交通利便性の高い既成市街地・駅周辺地域へ住宅や生活関連施設の集積が進むよう、これら地域のさらなる高度利用に向けて土地利用規制等の見直しを検討すべきである。加えて、物流交通の効率化により、環境負荷の低減が図れるよう、都市内物流施設の適切な立地について検討を進めるべきである。

一方で、郊外の低層住宅地の緑の保全・創造、自然エネルギーの利用拡大を図るなど、コンパクトな土地利用について検討を進める必要がある。

◎ 新たなシステムの導入検討

一定の地区における複数の建築物間でのエネルギーの相互融通など面的利用や、上下水道の有する資源・エネルギーの効率的利用を促進するなど、計画段階を含め、街づくり全体でのエネルギー管理を進める必要がある。リサイクルやエネルギー回収技術など脱温暖化に資する新たな技術を活用し、脱温暖化都市にふさわしいシステムの導入について検討すべきである。

5 企業・事業活動

(1) 課題・方向性

横浜市内の産業部門、業務部門、エネルギー転換部門からの温室効果ガスの排出量は、市域全体の排出量のおよそ半分を占めている。省エネ法の施行等により、産業部門からの排出量は減少傾向にあるが、オフィスや事務所などの業務部門からの排出量は増加の傾向にある。「推進計画」では、これら3部門の削減目安を全体の削減見込みの4割にあたる約133万トンと見込んでいる。

多量排出事業者に対しては、「地球温暖化対策計画書制度」の導入が進んでいるが、制度の対象とならない小規模な事業所・店舗を市内に多数有する企業等における温室効果ガス排出削減の取組や、人的、経済的に余力の少ない中小事業所における取組が課題となっている。

脱温暖化の視点を組み込んだ事業活動が展開されるよう、市内企業へ**環境配慮システム**の導入を進め、事業所における省エネ行動を推進するとともに、企業が温室効果ガスの**計画的な削減にむけて取り組む仕組みを導入**するなど、市内企業による温室効果ガスの排出削減に向けて一層の取組を進めていく必要がある。

市内企業の温暖化対策への積極的な取組による横浜経済の持続的な発展を目指し、市内企業による環境技術や製品の開発促進や市内中小企業の環境経営への取組を促進するなど、横浜の持つ**地域資源を活用した新たな環境ビジネスを創出**する必要がある。

(2) 脱温暖化都市実現のための施策

◎ 温室効果ガスの計画的な削減

事業者自らが省エネの取組を進めることに加えて、大規模事業者による中小事業者の省エネ取組を支援するなどの、事業者の**自主的な温室効果ガス削減の取組を誘導**していく必要がある。

中小の事業所への高効率産業機器・高効率省エネ業務設備の導入を進めるため、低利融資制度や税制の活用など経済的な支援制度を充実するとともに、工場等の現場において省エネ実務を担う人材の育成などの支援をする必要がある。特に、計画書対象事業所や、任意で削減計画を策定する積極的に脱温暖化に取り組む企業については、省エネ設備の導入等について一定の優遇措置を講じるなどの支援が必要である。

国等で検討を進めている排出量削減の義務化や排出量取引制度、地域における温室効果ガスの排出量を管理するエリアマネジメント制度など、**温室効果ガス排出量の削減を義務付ける制度導入**について、検討を進めていく必要がある。

◎ 環境配慮システムの導入

地元企業によるグリーン購入¹⁰の地域ネットワークを構築し、その活動をと
おして、企業の購買力（消費行動）を活用した**エコ商品やサービス市場の拡大**
を進めるとともに、市への納入事業者への環境に配慮した配送の工夫（エコ配
送）を義務付けるなど、民間事業者の**グリーン購入の取組を推進**するべきであ
る。

市内事業者の環境マネジメントシステムの認証取得を支援するとともに、認
証取得事業者に対して物品調達や各種手続きについて優遇措置を講じるなど、
環境マネジメントシステムの普及を促進するべきである。

調達電力のグリーン化を促進するため、現在市が導入している横浜型グリー
ン電力入札制度の普及を広く民間に図るべきである。

◎ 事業所における省エネ行動の推進

地球温暖化対策などのエコ活動に積極的に取り組む事業者を**認証・登録し表
彰する制度**を導入することが必要である。

消費者が電器製品の購入の際に省エネ型の選択が可能となるように、メーカ
ーや販売店に対して消費者への**省エネ情報の提供**を義務付けるとともに、参加
型の象徴的な省エネモデル事業を実施するべきである。

環境負荷のより少ない事業活動スタイルを推進するため、まず**市役所の全て
の事務事業において環境負荷をゼロに近づける取組**を実施するとともに、民間
事業所への普及を進めるべきである。また、夜間営業や自販機の設置について、
営業時間の短縮や一層の省エネ化を進めるなどの取組について検討を行うべ
きである。

再生可能エネルギーの導入を促進するため、グリーン電力証書の購入事業者
に対して、計画書制度において評価するなどの優遇措置を検討すべきである。

◎ 新たなビジネスモデルの創出

横浜版SBIR¹¹などを活用した環境新技術・新製品開発の促進、脱温暖化先端
産業の育成、研究施設の誘致促進、研究機関、大学、企業の力を最大限引き出

¹⁰ グリーン購入：グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけ
でなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。（「EICネット」より）

¹¹ SBIR：“Small Business Innovation Research”の略で、「中小企業技術革新制度」と訳される。中小企
業の優れた技術力を行政運営上の技術的な課題解決に積極的に活用する仕組で、地域内中小企業の新技術・
新製品開発の促進、開発成果の事業化支援による経済の活性化と技術革新による良質な行政サービスの提供
を目的としている。横浜版SBIRは、横浜市行政現場からの開発テーマの提示、助成金や試用による開発への
支援、成果の活用・全国展開までを一貫して支援するもの。

すことで温暖化政策に資する技術開発を推進すべきである。開発された**脱温暖化に効果のある技術や仕組みを、市が率先して導入し実証・普及に努める**ことが必要である。また、先進的に脱温暖化に取り組む企業と連携した脱温暖化事業の実施やエコツーリズム¹²など、横浜の持つ**地域資源を活用した新たな環境ビジネスの創出を支援**する必要がある。また、環境活動などを通して地域に貢献する中小企業に対して、温暖化対策の取組に応じた金融支援策の充実を図るなど、**環境経営への取組を推進**する必要がある。

加えて、金融機関においても新たな環境に配慮した金融商品の開発が望まれる。

◎ 事業者による3R（G30行動）の推進

G30では、市民の理解と協力のもと、分別の徹底とリサイクルの推進を図り、ごみ減量に大きな成果をあげた。今後は、循環型社会の構築に向けて、**使い捨て容器やレジ袋を削減し、リユース容器による販売を行う**など、**製造・販売に係わる事業者自らが発生抑制、再使用の取組を進める**必要がある。

また、生物由来の廃棄物は貴重な資源とも考えられることから、肥料・飼料化などととも、**バイオマスエネルギー化**についても、推進すべきである。

6 個人・家庭生活

(1) 課題・方向性

横浜市における二酸化炭素の排出量は、家庭部門が21.3%と高い割合を占めている（2004年度）。平成22年までにこの分野で約120万トンの削減に取り組んでいるところであるが、2050年及び2025年の削減目標を達成するためには、「個人・家庭生活」における排出削減の取組が非常に重要な意味を持っている。

そのためには、日々の生活が基本的に**二酸化炭素の排出を限りなく低下させたスタイルに変革**していること、あらゆる行動の基準が「**脱温暖化型**」・「**低エネルギー型**」であること（特に、一人ひとりの消費行動において、環境に配慮した行動が選択されていること）が必要である。それに加えて、積極的な環

¹² エコツーリズム：観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

境行動・貢献を望む市民に対し、多様な行動メニューが提供されていること、自然に脱温暖化行動をとることができるような仕組（制度）が作られていること、等が望まれる。

（２） 脱温暖化都市実現のための施策

◎ 環境に配慮した消費行動、省エネ行動の促進

市民が日々の生活で、常に環境に配慮した行動を選択するよう誘導するためには、正確な情報をわかりやすく提供し続けることとともに、機に応じたインパクトのあるPRが必要である。インターネットを効果的に活用することをはじめ、各種媒体を通じた広報・啓発活動、横浜市地球温暖化対策推進協議会（以下、「推進協議会」という）を通じた啓発活動に加え、例えば、横浜にあるプロスポーツチームと連携した啓発活動や、家電量販店等と協力した電球型蛍光灯の転換、環境ポイント制度の普及拡大など、地域に密着した象徴的な事業によるPRを検討する必要がある。

◎ 多様な行動メニューの提供

市民一人ひとりの具体的な取組を進めていく上で、脱温暖化に効果のある行動メニューを提示していくことが重要である。物品やサービスの購入、活用、廃棄などさまざまな生活の場面を想定し、具体的な取組を提案し、ともに取り組み、検証することにより、脱温暖化のライフスタイルの定着を図っていくことが必要である。

また、脱温暖化に取り組む団体への支援など、自らの具体的な行動以外で環境貢献することを望んでいる市民に対するメニューについても提案することが重要である。

◎ 脱温暖化行動を促すための仕組づくり

各主体（市民・事業者・行政・活動団体）が個別に取組を進めるだけでなく、適切に情報交換し、連携、協働していくことで、より大きな効果を得ることができる。そのためには、省エネや再生可能エネルギーの導入について、気軽にアドバイスを受けたり、一緒に行動のできる仕組が必要である。これら取組を行う推進協議会に大きな期待を寄せるところであり、本推進協議会を広く認知させるために、活発な活動・PRを進めていく必要がある。

また、横浜型環境ポイント制度など、市民が楽しみながら環境配慮行動に取り組める仕組を充実させていくべきである。脱温暖化行動を市民に促すためには、規制的手法や課徴金、税制等の経済的な手法についても視野に入れた検討を進める必要がある。

◎ 家庭における3R（G30行動）の推進

燃やすごみの減量は処理に伴う二酸化炭素の削減に非常に大きな効果を生み出すことから、さらなる分別の徹底と定着を図るとともに、**マイバックの利用や長く使える製品の購入などの発生抑制の取組**を促進する。また、家庭から排出される生物由来の廃棄物を活用したバイオマスエネルギー技術の導入を検討・実施する必要がある。

7 再生可能エネルギーの利用拡大

(1) 課題・方向性

横浜市の温室効果ガスの排出量の9割以上はエネルギー起源の二酸化炭素であることから、温室効果ガスの排出抑制には、エネルギー消費の抑制が必要である。その上で、化石燃料によらない再生可能エネルギーの利用割合を大幅に高めていくことが不可欠である。

エネルギー消費形態は、おもに電力、熱源、輸送用燃料である。再生可能エネルギーの普及拡大のためには、化石燃料に代え**利用する電力の再生可能エネルギー由来の割合を高める電力のグリーン化**を図ることが必要である。

しかしながら、再生可能エネルギーが化石燃料に比べ、コストや供給の安定性等において必ずしも優れていない現状のままでは、導入量の飛躍的な拡大は期待しにくい状況にあることから、新しい地域のエネルギー政策パラダイムのもとで、実効性をもった体系的な戦略が必要である。

さまざまなエネルギー利用の場面において、再生可能エネルギーを選択しやすい環境を整備するためには、まず再生可能エネルギーの高い導入目標を掲げ、再生可能エネルギーの市場を政策的・制度的に整備する必要がある。そこで、平成37(2025)年までに、**再生可能エネルギーの利用を現在の10倍にする飛躍的な普及拡大を目指して取り組んでいく**、という明確な目標を掲げ、エネルギー供給事業の側面だけでなく、エネルギー利用の側面から施策の展開を図るとともに、個人や地域レベルで**利用する再生可能エネルギーの選択ができる仕組**を構築する必要がある。

また、分散型の再生可能エネルギー利用の推進は、震災の危機に直面する都市域における防災対策という観点からも検討が必要である。

(2) 脱温暖化都市実現のための施策

消費者のエネルギー選択のための情報ベース作りや、市場側面からの需要拡大のための制度づくり、経済的手法等による誘導策を導入するとともに、それ

ら施策を導入し、軌道に乗せるためのプロジェクト（初期導入プロジェクト）を速やかに実施する必要がある。

◎ 新たな仕組の構築

エネルギーの選択のための情報ベースを整備するため、エネルギー供給事業者に対する**エネルギー環境計画書制度の創設を検討**することや、再生可能エネルギーの導入を評価する方向での**温暖化対策計画書制度の拡充（対象範囲）**などにより、**市場側面からの自然エネルギーの需要拡大のための制度や仕組の検討**、金利優遇策や税制の活用など、経済的手法による誘導方策の検討を進める必要がある

◎ 初期導入プロジェクトの実施

政策モデルや社会・ビジネスモデルの**実証・検証のため、事業所や行政での率先導入を進める**ことが必要である。

市民生活や事業活動で排出される二酸化炭素を相殺する仕組の導入が必要である。すなわち、電力分野では、**市民、企業の参加による再生可能エネルギーの導入を促進**するとともに、供給面では**グリーン化**を図ること、熱利用分野では、バイオマスや太陽熱利用の優先度を高め、その導入を促進すること、輸送エネルギー分野では、**バイオ燃料の普及・促進**を図るとともに、再生可能エネルギーを使用した車両の普及を図ることが必要である。

V **施策推進のための仕組づくり**

G30の取組のような多様な市民参加による環境行動の展開が横浜の大きな魅力である。平成21（2009）年には、開港150周年という大きな節目を迎える。これを一つの契機として、全市的な運動として市民、企業が主体的に動いていくことができるように、行政はコーディネーターとしての役割を明確にしながら、**脱温暖化に取り組む市民、NPO、地域、企業を、徹底的に支持し、支援**していくことが必要である。

例えば、地域自治の柱として、多様な主体が自ら行動していくことを地域レベルで宣言していく動きを後押ししていくことや、市内各地で進められている良い取組を他の地域に伝え、広げていく「環境勝手連」的な取組を推進させることもその一つである。

また、教育界との連携をさらに強めて、公立・私立を問わず、小学校から大学まで全ての段階でそれぞれのステージに合わせて脱温暖化に向けた教育を進めることが重要である。

温暖化対策は、分野ごとの縦割り施策では効果が限定的となり、波及効果が期待できない。そこで、分野別の取組を効果的に進めるため、**施策制度や施策に対応した行政システム、多様な市民参加を促す横断的な仕組**を構築するとともに、継続的に施策を検証することが必要である。

◎ 脱温暖化政策に関する制度整備

温暖化対策を進める際には、横浜市の意思としての目標を明確に示し、すべての横浜市民が**目標を共有**することからはじめる必要がある。施策の展開に当たっては、基準の提示や義務を課すといった規制的な施策や金融施策、補助や助成、利子補給、低利融資などの経済的な誘導策や課税や税の軽減などの、さまざまな施策が導入されることとなる。これら**施策の実効性を担保するための条例の制定**について検討する必要がある。

長期間にわたり継続的な温暖化対策を推進するためには、**安定した財源確保**もまた重要である。環境税のような税制の活用や温暖化防止のための基金の創設などについて検討を進める必要がある。

◎ 多様な市民参加による行動促進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて、脱温暖化の取組に参加・協力・実践していくためには、実際の取組の場が必要である。そのために、推進協議会を活用することも含め、市民が主体的に発言・企画・実践・発信できる組織の整備を検討すべきである。

また、そのためには温暖化に対する課題意識を共有することが必要である。行政からの一方的な情報の提供ではなく、意見交換や提案の受け入れなど双方向の情報交換が必須であり、インターネット等による情報発信を含め、必要な情報を適切な場面で効果的な方法で提供する**戦略的な広報**に努めるべきである。

国内外を問わず、さまざまな都市で温暖化対策に取り組んでおり、それら**先進的な都市との経験の共有**は、横浜市の温暖化対策を進めていく際の参考になる。また、横浜の経験を世界に発信していくことは、世界の温暖化対策に資するとともに横浜の価値を高めることに繋がる。来年のアフリカ開発会議などの場や国際会議等への参加、国連大学の環境教育地域拠点としての取組などを活用して、**経験の交流、情報の交換を強化**する必要がある。

G30のようなごみ問題や省エネ取組の推進など、地球温暖化対策に向けてさまざまな環境活動に取り組む市民・NPO・事業者が、**区など地域において協働で温暖化対策を効果的に進めていくための取組**が必要であり、「環境自治大学（仮称）」の設置などによる普及啓発、人材育成の推進、拠点づくりなどに取り組む必要がある。

◎ 脱温暖化に向けた行政システムの構築

市は、事務事業の実施に伴い、約 70 万トンの多量の温室効果ガスを排出する事業者である。市民・事業者に温室効果ガスの削減を要請する前に、率先して削減に努めなければならない。現在、横浜市役所地球温暖化対策実行計画を策定し、各部署において計画的な削減に取り組んでいるが、この取組を一層加速する必要がある。

温暖化対策は、一部の部署だけで取り組める課題ではない。区・市の推進本部、推進協議会等を通じたプロジェクト方式の施策推進、企業・NPO との協働、相談窓口の設置など、**庁内推進体制の整備**を進める必要がある。

施策の展開に当たっては財政的な措置を伴うことから、**各々の部署が積極的な取組に踏み出せるような財政・予算システムの構築が必要**である。

また、**温暖化対策の進捗を管理するためのマネジメントシステムの導入を検討すべき**である。

さらに、行政システムだけでなく、その予算の執行についてもそのグリーン化を目指すとともに、取引事業者にもその環を広げる必要がある。

◎ 国、他自治体との連携

効果的な温暖化対策を進めるためには、横浜市だけが独自に施策を展開するだけでなく、八都県市など他の自治体と連携・協調した取組を進める必要がある。これまでも、夏は夏らしくの取組や省エネラベルの普及など、自治体間連携の取組を進めているところであるが、横浜の取組を、**横浜から首都圏自治体に、さらに全国へ拡大**を図っていく必要がある。

新たな施策を展開するにあたって、規制緩和をする必要がある場合もあり、国に対して、「脱温暖化対策横浜特区（仮称）」の申請など、規制の緩和を要望していく必要がある。

VI 脱温暖化都市実現に向けたステップ

脱温暖化社会とは、社会・都市・生活のあり方が抜本的に変革されたものであり、一人ひとりの意識改革と目標の共有化、大胆な施策展開が必要である。そこで、脱温暖化社会のあるべき姿について、**市民、事業者、行政が幅広い議論を行い、コンセンサス**を得た上で、施策化し取り組んでいくことが肝要である。

大都市として化石燃料に依存しない、かつ、質の高い生活を実現した姿（各分野別の姿、分野を統合した市民の生活の姿など）をバックキャスト手法¹³により設定し、その実証シナリオを人口・経済・技術等の動向を踏まえつつフォアキャスト手法¹⁴により描き、幅広く市民・企業・行政で意識共有を図ることが必要である。**明確な目標を分かりやすく示す**、キーワード、キャッチコピー、キャラクターなどの活用は、目標、意識の共有に有効な手段である。

横浜の持つ進取の気概を活かし、市民行動による草の根運動を展開するために、行政は、**脱温暖化に関する情報提供や市民参加による議論を重ねる場づくり**を全庁的に進めるべきであり、市内企業あるいは市内で経済活動を行う企業が、率先して温暖化対策に取り組むことができるように、あらゆる場面で情報を提供し、意見を交換しながら進めていかなければならない。さまざまな関係者の声を吸い上げつつ、温暖化対策の実現や脱温暖化社会への理解を進める効果的な市民参加の手法が望ましい。

Ⅶ おわりに

本提言においては、横浜市環境創造審議会におけるこれまでの議論の中で出された施策や取組のアイデアを「中間取りまとめ」として整理するとともに、今後検討を進めるべき施策についてまとめて別添に示した。これら施策の実施に当たっては、温室効果ガスの削減量など定量的な施策効果について検討を進める必要がある。

地球温暖化対策は、世界のあらゆるレベルで議論・検討・研究・試行が行われており、日々新たな情報・技術等の収集、その対応策への検討が必要である。

また、**2025年及び2050年の目標、将来ビジョンを達成するために、適宜施策効果を検証しつつ、手法等の改善を図っていくことが必要である。**

なお、地球温暖化の影響は既に一部顕在化しており、今後、二酸化炭素の排出をゼロにしても、その影響は広がっていくことから、地球温暖化への対策を進めるとともに、温暖化現象への適応策も同時に講じる必要がある。

¹³ バックキャスト手法：目標とすべき将来の社会を想定し、そこを起点に現在を振り返って対策を考える手法

¹⁴ フォアキャスト手法：これまでの趨勢をベースとして過去の伸びを将来に適用して引き伸ばす予測方法

「まちづくり(建物)」

1 脱温暖化社会に向けた新施策の調査研究

- (1) 新たな評価格付け手法(仮称、建物燃費カルテ:エネルギー性能、燃費+改修提案、投資回収年次、取引時作成、公表義務付け制度)の開発

建築物の長寿命化推進(環境上優れた仕様で、かつ将来変化に柔軟に対応可能な建築物の普及に向けた「環境配慮型設計指針」の作成、住宅性能評価住宅のデータベース化など、中古住宅市場の活性化策の検討)

- (2) 規制・インセンティブ手法の検討(省エネ基準の上乗せ等)
 (3) 公共建築における効果的な省エネ改修・再生可能エネルギー導入手法の検討及び計画の策定
 (4) CASBEE評価員派遣制度(任意申請方式により、中小・戸建まですそ野拡大、これを支援するための評価員派遣補助、設計業界への評価員資格取得働きかけ)の検討

2 CASBEEの拡充・普及

- (1) CASBEEのインセンティブ強化(民間金融機関による高ランク評価物件への特別低利融資、高ランク物件の固定資産税の軽減)
 (2) CASBEEの公共建築率先導入

3 脱温暖化モデルプロジェクトの実施

- (1) 都市計画提案制度による大型開発プロジェクトの条件付(例: CASBEE 高ランク評価、先導的低炭素技術の導入等)
 (2) 市街地環境設計制度の許可条件(例: CASBEE 高ランク評価)
 (3) 環境配慮型開発基準の検討
 (4) 戸建のモデル団地の検討

4 民間建築物・公共建築物の省エネ改修推進

- (1) ESCOを含む総合的な省エネ改修手法の検討
 (2) 省エネ改修に対するインセンティブ検討(例: 税の軽減)
 (3) 簡易型省エネ診断派遣制度の推進
 (4) 公共建築物の省エネ改修推進

5 普及啓発

- (1) 省エネ住宅企画展、改修相談の実施

「まちづくり(交通)」

1 自動車単体の二酸化炭素排出抑制

- (1) 公用車の低排出型車両への転換
- (2) 民間事業者に対する低排出型車両の導入支援
- (3) バイオ燃料など再生可能エネルギーの導入
- (4) エコドライブの普及促進
- (5) 環境にやさしい車両整備の推進

2 公共交通機関の利用促進

- (1) 市民・交通事業者・行政による協議会の設置
- (2) 交通結節点である駅周辺のバリアフリー化
- (3) 商業施設とのタイアップによる環境ポイント制度の拡充
- (4) バス専用・優先レーン、公共車両優先システムの拡充
- (5) バスロケーションシステムの拡充支援
- (6) 公共交通マップの作成・配布

3 自動車交通の円滑化・需要の抑制

- (1) 高度道路交通システム(ITS)や駐車場案内システム高度化など実効性ある交通需要マネジメント(TDM)施策
- (2) 駐車場利用に対する課金制度(負担金など)の検討
- (3) カーシェアリングの展開(市営駐車場の空き駐車場等を活用)
- (4) 自動車環境計画書制度の検討
- (5) ロードプライシング等自動車交通需要抑制のための検討

4 環境にやさしい交通行動の啓発

- (1) エコドライブの普及促進(再掲)
- (2) カーフリーデーの拡充
- (3) モビリティマネジメント(特定バス路線沿線住民、マイカー通勤可能の企業など)
- (4) 自動車教習所・運転免許試験場での環境教育

5 都心部を対象とした先導的交通施策の展開

- (1) 自転車駐車場の拡充・自転車走行帯の連続性確保
- (2) 広告事業者と連携したコミュニティサイクルの普及
- (3) 新たな交通システムの検討
- (4) 共通フリーチケットの検討

「まちづくり(ヒートアイランド対策の推進、良好な水環境やみどりの創造、都市構造)」

1 ヒートアイランド対策の推進等

- (1) 地域(区単位や町内会単位など)における行動計画の策定
- (2) 地域特性を踏まえたヒートアイランド対策のモデル事業の推進(市民・行政・事業者・研究者の協働、モデル街区での先進的な取り組み(パイロット事業等))
- (3) クールスポットづくりと横浜市の地域特性に即したヒートアイランド対策の効果検証の推進
- (4) 市民に身近なヒートアイランド対策(雨水樽の設置など)の支援措置
- (5) 横浜の緑のバイオマス資源供給源としての活用方策の検討

2 コンパクトなまちづくりへの誘導等

- (1) コンパクトなまちづくりに向けた規制や誘導策の検討(土地利用規制等の見直しや再開発事業の緑化や低炭素化誘導)
- (2) エネルギーの面的利用の促進

「企業・事業活動」

1 温室効果ガスの計画的削減

- (1) 大規模事業者による専門家の派遣や相談窓口の実施などによる中小事業者の省エネ取組の支援
- (2) 地球温暖化対策計画書制度による規制強化(対象事業所の範囲の拡充)
- (3) エネルギー供給事業者に対するエネルギー計画書制度の創設の検討
- (4) 高効率産業機器・高効率省エネ業務設備の導入支援(低利融資制度の拡充、CBO活用検討、人材育成支援)と計画書制度の運用の連動

2 環境配慮システムの導入

- (1) 納入事業者へのエコ配送への協力依頼
- (2) グリーン購入の横浜地域ネットワークの創設
- (3) 中小事業者を対象とする「環境経営に関する人材育成セミナー」の実施
- (4) EMS認証取得支援充実とEMS認証取得事業者への優遇措置検討
- (5) 横浜型グリーン電力入札制度の民間への普及

3 事業所における省エネ行動の推進

- (1) エコ活動相談窓口の設置、地域貢献型エコ活動の認証・登録・表彰制度の検討
- (2) 省エネ家電の普及に向けて、メーカー、販売店に対する省エネ性能表示の協力要請
- (3) モデル事業の実施(高効率照明灯の導入)
- (4) 夜間営業や自販機の設置について、営業時間の短縮や一層の省エネ化の検討

- (5) 事業活動のカーボンオフセットの導入(市役所事務事業への導入、モデル事業の実施(G電力ナイター、G電力ライブ))
- (6) グリーン電力証書の購入事業者への優遇措置の検討
- 4 新たなビジネスモデルの創出
 - (1) 技術開発と人材育成(SBIRの充実化、脱温暖化先端産業、研究施設の誘致)
 - (2) 横浜エコツーリズムの実施
 - (3) 環境に配慮した金融活動の推進
- 5 事業者による3R(G30行動)の推進
 - (1) 使い捨て容器やレジ袋を削減し、リユース容器による販売に取り組むなど、発生抑制、再使用を推進
 - (2) 生ごみ(バイオマス)の肥料・飼料化、さらには新エネルギー化の推進

「個人・家庭生活」

- 1 環境に配慮した消費行動・省エネ行動の促進
 - (1) 「グリーン購入ネットワーク」との協力
 - (2) 各区の消費生活推進員との連携
 - (3) 横浜にあるプロスポーツチームと連携した啓発
 - (4) 販売店と協力した蛍光灯への転換キャンペーンの実施(白熱灯の一掃)
 - (5) 横浜型環境ポイント制度の拡充
 - (6) レジ袋、使い捨て容器等の追放・削減
- 2 多様な行動メニューの提供
 - (1) 「子ども省エネ大作戦」の拡充
 - (2) 小学生以外の年齢層への具体的な取組促進
 - (3) 温暖化専門員による環境家計簿の普及
 - (4) 自治会単位の脱温暖化地域づくりモデル事業
 - (5) 「〇〇しない」という節約型の普及啓発から、「〇〇する」という積極行動を促す啓発の実施
 - (6) 農山村と連携した間伐材の有効利用等バイオマスの利用拡大(ペレットストーブ、薪ストーブ等)
 - (7) 街路灯等の省エネ化
- 3 脱温暖化行動を促すための仕組づくり
 - (1) 温暖化専門員・脱炭素推進員等の資格制度の創設
 - (2) 省エネアドバイザーの無料派遣(NPOとの連携も)

(3) 横浜市地球温暖化対策推進協議会活動の充実化

4 家庭における3R(G30行動)の推進

(1) マイバックの利用や長く使える商品の購入など、発生抑制の推進

(2) 生ごみのバイオマスエネルギー化の実施

「再生可能エネルギーの利用拡大」

1 新たな仕組の構築

(1) エネルギー供給事業者に対するエネルギー計画書制度の創設の検討(再掲)

(2) 地球温暖化対策計画書制度による規制強化(対象事業所の範囲の拡充)(再掲)

(3) 経済的手法による誘導方策の検討

2 初期導入プロジェクトの実施

(1) カーボンオフセットの仕組みの導入

① カーボンオフセットのモデル事業の実施、市役所事務事業への導入(再掲)

② カーボンオフセットの企業活動への導入検討(再掲)

③ 市民のためのグリーン電力購入の斡旋システムの検討

(2) 再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱、風力、バイオマス利用等)の民間導入の支援

① 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの新たな導入支援施策(設置時助成や環境価値の買取)の検討

② 太陽熱の利用の普及促進のための新たな仕組みづくり検討

③ 小型風力発電の普及のための仕組みづくりの検討

④ 農山村と連携した間伐材の有効利用等バイオマスの利用拡大(ペレットストーブ、薪ストーブ等)(再掲)

(3) 調達電力のグリーン電力化の推進

① 横浜型グリーン電力入札制度の民間への普及(再掲)

② グリーン電力証書の購入事業者の優遇措置の実施・拡充の検討(計画書制度での評価など)

(4) バイオ燃料の普及・促進及び新たなエネルギー利用の検討

① E3等のバイオ燃料の生産・利用の実証実験の検討

② 高濃度バイオ燃料の普及に向けたFFV実証試験の検討

③ バイオ燃料導入促進に向けた国への働きかけ

④ 低公害車(CNG、ハイブリッド)の導入助成制度の拡充など低排出型車両への転換のための経済的支援制度の実施

⑤ 電気自動車等の駐車料金無料化など駐車場利用の優遇制度の検討

⑥ 電気バスなどの低排出型車両の実用化に向けた支援の検討

(5) 地域エネルギー事業の仕組みの検討

① メガソーラー等の導入など象徴的な再生可能エネルギーの導入事業の推進

② 市民・企業・行政等の協働による再生可能エネルギーの普及に向けた先導的な仕組づくりの検討

3 市役所の率先導入事業

(1) 太陽光発電設備の公共施設への導入促進の検討・実施(学校、防災拠点や福祉施設等)

(2) 公用車(ごみ収集車など)の低排出型車両への転換促進

(3) カーリーナ発電導入検討

横浜市環境創造審議会 地球温暖化対策検討部会 名簿

飯田 哲也	特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所所長
小川 泰子	社会福祉法人いきいき福祉会専務理事総合施設長
○ 河野 正男	中央大学経済学部教授
◎ 佐土原 聡	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
多田 博之	ジャパン・フォー・サステナビリティ共同代表
中原 秀樹	武蔵工業大学環境情報学部教授
渡辺 パコ	特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所監事

五十音順

「◎」は部会長

「○」は副部会長

「今後の地球温暖化対策について」検討経緯

第1回 横浜市環境創造審議会

日時：平成19年6月5日（火） 場所：開港記念会館

審議内容：地球温暖化対策検討部会の設置

第1回 地球温暖化対策検討部会

日時：平成19年7月6日（金） 場所：市庁舎2階応接室

検討内容：部会長選出、今後の検討の進め方について

第2回 地球温暖化対策検討部会

日時：平成19年8月10日（金） 場所：開港記念会館1号会議室

検討内容：今後検討すべき地球温暖化施策について

第3回 地球温暖化対策検討部会

日時：平成19年8月24日（金） 場所：市庁舎5階特別会議室

検討内容：建物分野における地球温暖化対策について

第4回 地球温暖化対策検討部会

日時：平成19年9月7日（金） 場所：開港記念会館1号会議室

検討内容：交通分野における地球温暖化対策について、ヒートアイランド対策・緑の保全・創造について

第5回 地球温暖化対策検討部会

日時：平成19年9月20日（木） 場所：ホテルコンチネンタル横浜

検討内容：企業・事業活動分野における地球温暖化対策について、個人・家庭分野における地球温暖化対策について

第6回 地球温暖化対策検討部会

日時：平成19年10月2日（火） 場所：市庁舎2階応接室

検討内容：再生可能エネルギー分野における地球温暖化対策について、推進のための仕組みづくりについて

第7回 地球温暖化対策検討部会

日時：平成19年10月25日（木） 場所：技能文化会館ホール

検討内容：「低炭素都市・横浜」戦略への提言 中間取りまとめ（案）について

第3回 横浜市環境創造審議会

日時：平成19年11月15日（木） 場所：技能文化会館

審議内容：「今後の地球温暖化対策について」提言

緑施策の重点取組について

提 言

平成 19 年 12 月

横浜市環境創造審議会

提言にあたって

「地球環境問題」が人類の生存に警鐘をならしはじめた今、私たちは、自然と共生した持続可能な循環型社会の実現を目指し、社会経済システムやライフスタイルを、自然環境が持つ価値を重視したものに变革していかなければならない。

そのためには、私たち一人ひとりが環境問題は自らの問題であるという認識に立ち、様々な政策決定の場面に主体的に参画するとともに、「かけがえのない環境」を未来に引き継いでいくため、共に取り組んでいくことが求められている。

横浜市では平成18年12月、横浜らしい水・緑環境を市民・事業者との連携・協働により実現することを基本理念とした「横浜市水と緑の基本計画」を策定した。

また、中期計画のリーディングプロジェクトでは「横浜みどりアップ計画」を掲げ、緑の総量（緑被率31%）を維持・向上していくため、「150万本植樹行動」を契機とした緑を守り育むための様々な取組を開始している。

一方、都市活動に伴うCO₂の排出等による「地球温暖化」の進展は、深刻な問題として関心が高まってきている。地球上の生命の危機をさけるためにも、私たちは緑が果たすべき役割を今一度考え直すとともに、それが持つ多面的な機能を十分に発揮させ、今解決すべき課題について真正面に向き合っていくことが求められている。

横浜市の緑に関して言えば、市域の1/4を有する市街化調整区域では、横浜の原風景である谷戸や里山の景観を残している。これらの緑は、横浜の都市としての発展とともに、年々減少してきているものの、長い年月をかけて、地域での生活の営みの中で守り育まれてきた貴重な財産である。また、農地は、新鮮で安全な農産物の生産とともに、市民の農体験や食農教育の場など多面的な機能があり、都市農業の営みの中で残されている。市街地には、斜面緑地が横浜らしい景観を形成している。これらの市内に残された緑の多くは、土地所有者の努力により残されているといっても過言ではない。

一方、成長社会から成熟社会へと時代が進み、生活の質的な充実が求められる中で、ゆとりと潤いに満ちた快適な生活を送るためには、こうした緑の保全、失われた緑の再生は不可欠であり、様々な公益的機能を持つ豊かな緑を、「市民共有の財産」として将来の世代に引き継いでいくことが必要である。

また、緑は市民の中に息づく文化として形成し、継承すべきものであり、横浜の豊かな自然環境を守り、未来に引き継いでいくためには、関係者が一丸となって強い決意でその保全・創造に取り組む必要がある。すなわち、「よこはま協働の森」や「150万本植樹行動」をはじめとした、市民・事業者との連携・協働による緑地の保全活動や、市街地における緑化の推進など、緑を守り育む総合的な制度や仕組みを構築し、横浜らしい水と緑の環境を実現していくことが必要である。

当審議会では、上記のような問題意識に立って、本年6月から、地球温暖化対策や緑の環境整備のための財源確保等、緑を取り巻く諸情勢に対応した「緑施策の重点取組」について検討を行った。今回これらの討議で出た意見を重点取組の方向としてとりまとめ、提言するものである。

今後、本提言に基づき、市民・事業者をはじめ、関係団体のご意見を踏まえ、早急に施策案をとりまとめ、実効性ある制度立案や施策実施に結びつけていただくことを期待する。

平成19年12月18日

横浜市環境創造審議会

会長	梅田 誠
同 緑化推進部会	
部長	小堀 洋美
委員	後藤 ヨシ子
委員	佐々木 明男
委員	高梨 雅明
専門委員	高見沢 実

目 次

1	背景	1
2	緑施策の現状と課題	2
(1)	減少する緑と土地所有者の負担	2
(2)	地球温暖化対策に向けた緑施策の役割の発揮	3
(3)	市民共有の財産としての理解促進と一定の市民負担の必要性	3
(4)	緑の環境整備のための財源確保の必要性	5
3	重点取組検討の視点	6
(1)	今ある緑を最大限まもる	6
(2)	緑の多面的な機能に着目する	6
(3)	市民の関わりを深める	6
(4)	「市民共有の財産」として理解を広める	6
(5)	地域の特徴やニーズに基づく	6
4	重点取組の方向性	8
(1)	10大拠点等まとまった緑の保全	8
(2)	市街地の身近な緑の保全と創造	10
(3)	樹林地等の維持管理・運営	14
(4)	多様な主体の参加と協働の推進	17

参考資料

1 背景

(1) 横浜市水と緑の基本計画の策定

横浜市基本構想（長期ビジョン）を踏まえ、水・緑環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進する基本計画を平成18年12月に策定した。

本計画では、20年後の将来像「水と緑の回廊形成」を6つの姿で描き、横浜らしい水・緑環境を市民・事業者・行政の連携・協働により実現することとしている。

(2) 中期計画（2006－2010）での重点施策の展開

中期計画のリーディングプロジェクトとして「横浜みどりアップ計画」を位置づけ、緑の総量の維持・向上を図っていくこととして、重点施策を位置づけた。

また、財政分野では、「緑の環境整備のための財源確保」、「新たな税検討」を位置づけている。

(3) 市街化調整区域のあり方検討

都市計画法の改正等に伴い、緑の維持と再生上決定的な影響を持つ市街化調整区域（市域面積の約25%）における土地利用の見直しが必要となった。

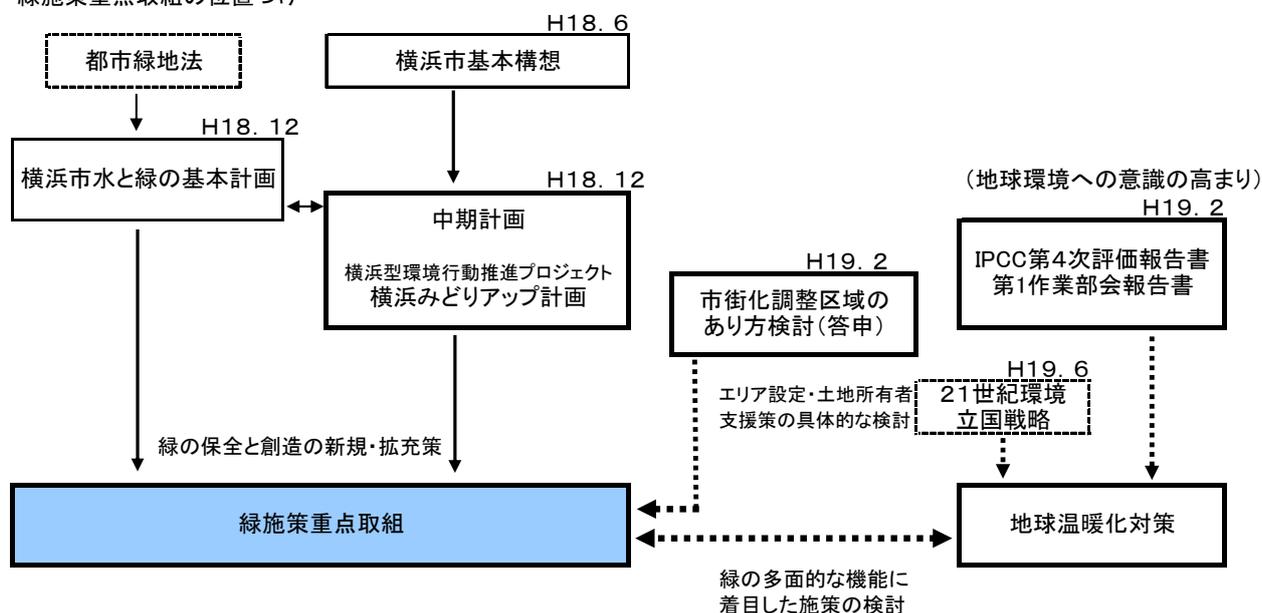
市街化調整区域のあり方検討委員会答申（平成19年2月）が提出され、これを踏まえた横浜市取組方針を早期に定めることとなっている。

(4) 地球温暖化対策に向けた重点取組の展開

IPCC第4次評価報告書第一作業部会報告書（平成19年2月）、21世紀環境立国戦略（平成19年6月閣議決定）を受け、「環境行動都市・横浜」として、中長期的な視点に立ち、社会システムの変革をも視野に入れた斬新で思い切った地球温暖化対策を打ち出す必要がある。

これを踏まえ、CO₂吸収源としての機能や、ヒートアイランド抑制機能をはじめ、緑の持つ多面的な機能に着目した重点的な取組を展開していくことが求められている。

緑施策重点取組の位置づけ



2 緑施策の現状と課題

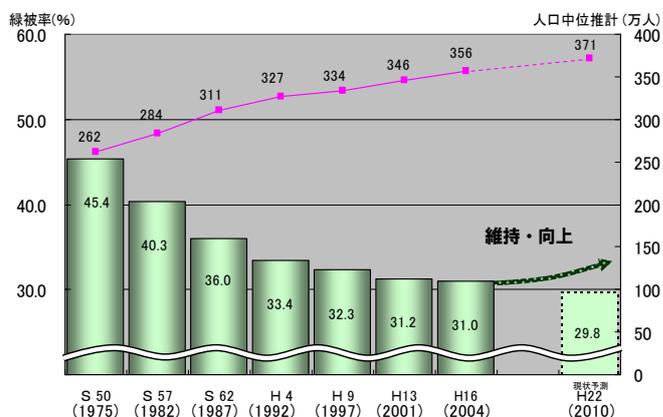
(1) 減少する緑と土地所有者の負担

都市化の進展に伴い、市内の緑被率は昭和 50 年時点の約 45%から、平成 16 年時点で 31%と、この 30 年で市内の緑の約 1/3 が失われている。過去の減少傾向から、平成 22 (2010) 年度には緑被率が減少し、3 割を割り込むと予測される。

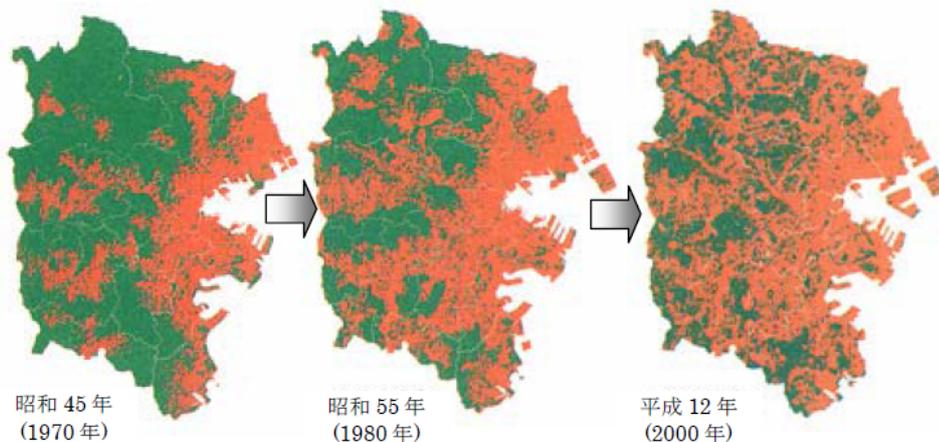
このような状況を踏まえ「横浜みどりアップ計画」を定め、横浜市域の緑の総量を 31%以上に維持・向上する取組が進められている。

一方、山林や農地の所有者である市民にとって、維持管理費や相続時の税金の負担が大きいことから、山林・農地を売却するケースが増えている。現状のままでは、貴重な緑が減少するとともに、乱雑な土地利用も進行し、住環境にも悪影響を及ぼすことが予想される。

【参考 2-1】横浜の人口と緑被率の推移



【参考 2-2】横浜の緑の移りかわり



【参考 2-3】山林を保有する所有者の保有上の問題

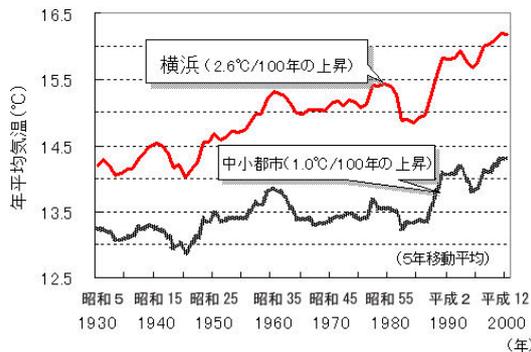


※横浜市の緑地施策に関するアンケートより(H19.3実施)

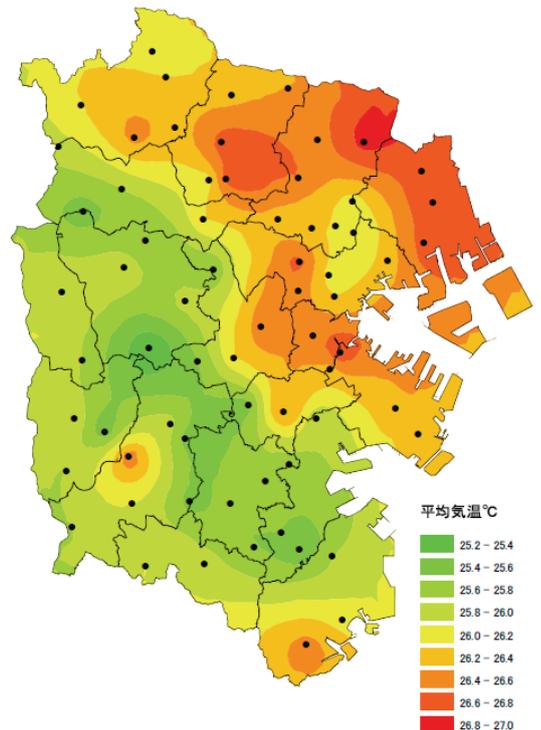
(2) 地球温暖化対策に向けた緑施策の役割の発揮

深刻化する地球温暖化やヒートアイランドへの対策に向けて実効性ある取組が求められている。

- ・気温の高い都心部や北東部と、気温が低い郊外部の夏期の平均気温を比べると最大で 1.9℃の差がある。
- ・横浜市の年平均気温は 100 年間あたり約 2.6℃上昇しているが、都市化の影響が少ない中小都市では年平均気温が約 1℃上昇していることから、差の 1.6℃は横浜市のヒートアイランド現象の影響が加わっているためと考えられる。



図：横浜市と中小都市の年平均気温の経年変化
※横浜市ヒートアイランド対策取組方針より



図：夏期の平均気温(平成 19 年 7 月～8 月)
※横浜市環境創造局資料より

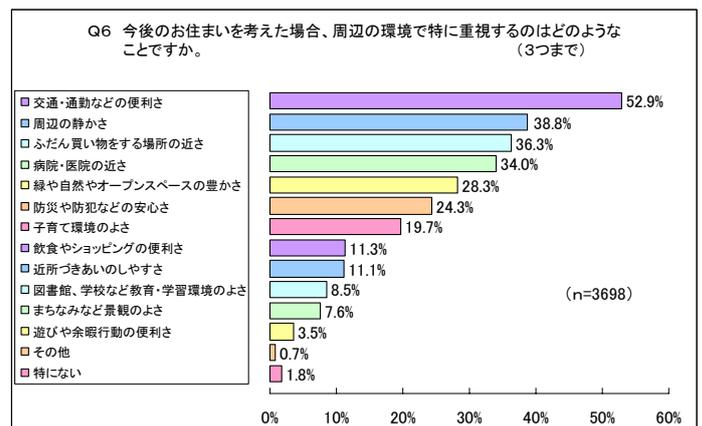
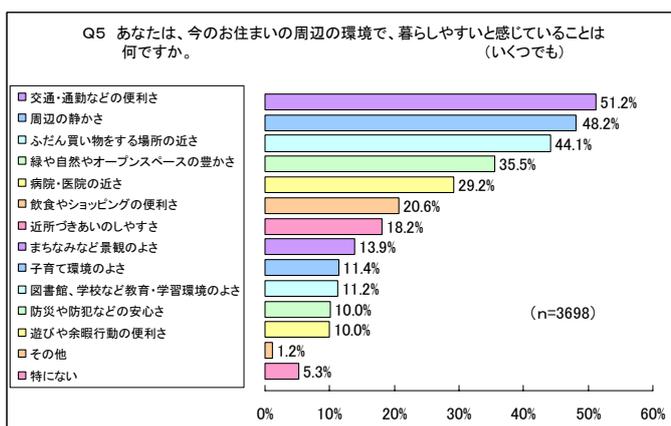
(3) 市民共有の財産としての理解促進と一定の市民負担の必要性

市域に残された緑は良好な生活環境、街のたたずまい、市民の憩い、楽しみをもたらすものであるとの認識は広まっていることから、緑を保全している土地所有者の負担などについても市民の理解を深め、「市民共有の財産」として緑を守り育む取組につながる必要がある。

【参考 2-4】平成 19 年度市民意識調査

市民の生活意識では、交通、通勤などの便利さやふだんの買物をする場所の近さなど、生活の利便性と、緑や自然やオープンスペースの豊かさの両立が望まれている。

- ・暮らしやすいと感じていること
- ・周辺環境で重視すること

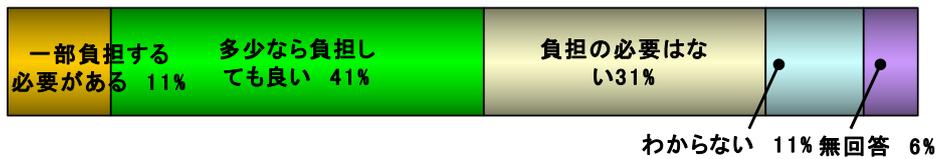


【参考2-5】樹林地取得費用に対する市民の負担の意向

平成13年度の市民意識調査では、樹林地の用地取得に対する意向として「一部負担の必要がある」、「多少なら負担をしても良い」が52%で、「負担の必要はない」の31%を上回っている。

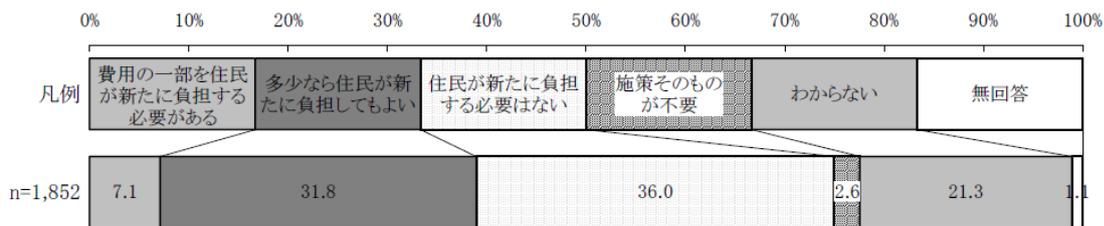
しかし、3年後の平成16年度の調査結果では、「一部負担の必要がある」、「多少なら負担をしても良い」が39%、「負担する必要がない」が36%と同程度の率となっている。
市民の負担意向は、若干下がっているが、負担に同意する市民の割合は高い。

・ 樹林地取得費用に対する市民の負担の意向



※平成13年度「緑政局事業に関わる市民意識調査」より

・ 用地取得費用に対する市民の負担の意向



※平成16年度「横浜市民意識調査」より

(4) 緑の環境整備のための財源確保の必要性

成長社会から成熟社会へと時代が進み、生活の質的な充実が求められる中で、ゆとりと潤いに満ちた快適な生活を送るためには、緑の保全と創造は不可欠であり、様々な公益的な機能を持つ豊かな緑を「市民共有の財産」として将来の世代に引き継いでいくことが必要である。

一方、道路、下水道、地下鉄等、横浜市がこれまで進めてきた社会資本整備に伴い、現在、過去の借入金の返済にかかる費用（公債費）が年間約1,900億円にも及んでいる。

歳出に占める義務的経費（人件費、公債費など）の割合が高まることで財政の硬直化を招かないように、義務的経費を含めた歳出全般にわたった抜本的な見直しを進めるなど、市全体での努力が不可欠となっている。

このような状況のなか、近年高まっている市民の緑の保全と創造への需要に応えるため、緑を成熟社会における必要不可欠な社会資本としてとらえ、緑の環境整備に必要な財源の確保について検討していく必要がある。

【参考2-6】横浜市における社会資本投資の状況

横浜市における社会資本投資の事例		
横浜市では、様々な社会資本投資を行っています。これまでにやってきた主な事業の概ねの投資額をご紹介します。		
事業名	概ねの投資額	事業期間
横浜ベイブリッジ	1,370億円	11年（昭和54年度～平成元年度）
首都高速湾岸線（本牧ふ頭～金沢区並木）	4,820億円	16年（昭和61年度～平成13年度）
市営地下鉄	ブルーライン（あざみ野～湘南台）	7,290億円 32年（昭和43年度～平成11年度）
	グリーンライン（中山～日吉）	2,500億円 8年（平成12年度～平成19年度）
下水道（普及率4%～99.7%）	31,280億円※1	44年（昭和37年度～平成17年度）
整備済みの都市計画道路（市整備分、延長約240km）	15,000億円	30年（昭和51年度～平成17年度）
今後整備が必要と思われる都市計画道路（市整備分、延長約220km）※2	11,400億円	約60年

※1 投資額は、これまでに汚水・雨水処理施設（管きょ・ポンプ場・水再生センター等）の整備に要した費用の総額です。
 ※2 約170km（約200kmから国道直轄区間約30kmを除く）+ 約50km（事業中延長）= 約220km

※平成18年度道路局「都市計画道路見直しに関するパブリックコメント」パンフレットより

公園緑地等、これまでの緑の投資状況		
事業名	概ねの投資額	事業期間
公園整備事業	7,000億円	33年（昭和49年度～平成19年度）
緑地保全事業	1,000億円	33年（昭和49年度～平成19年度）

※公園整備事業は、一般公園整備費の合計

3 重点取組検討の視点

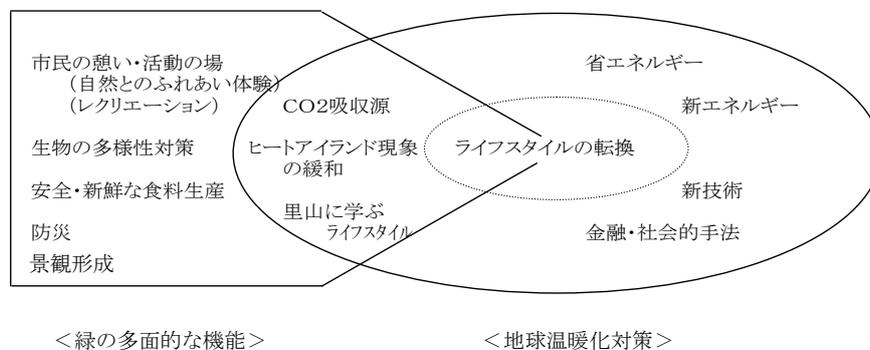
(1) 今ある緑を最大限まもる

既存の樹林地、農地は、一度土地利用の転換が図られると、これらの緑の持つ多面的な機能・効果が失われ、元に戻すためには、相当の時間と労力を要する。緑の総量の維持向上を図る上で、既存の樹林地、農地を長期的な視点をもって保全策を講じる必要がある。

(2) 緑の多面的な機能に着目する

緑は多面的な機能を有しており、近年では地球温暖化対策を進める上でのCO₂吸収源、間接的ではあるがヒートアイランド現象の緩和など、その機能の重要性が益々高まってきている。

低炭素社会の構築に向け、「里山」の自然との共生を図る智慧と伝統を活かし、市民のライフスタイルの転換へつなげることが重要である。



(3) 市民の関わりを深める

緑は市民の関わりが深まることで、未来へ引き継ぐべき財産として価値が高まる。市民生活の豊かさにつながるよう、市民が緑と積極的にふれあい、楽しみ、関心を深める取組が必要である。

(4) 「市民共有の財産」として理解を広める

「市民共有の財産」として、緑を守り育む取組への市民の参加意識の醸成を図るには、市民にわかりやすく情報を伝えることで、緑の状況や機能などについて、理解を広める必要がある。

(5) 地域の特徴やニーズに基づく

景観や水循環などに寄与する緑など、地域(流域)の特徴や住民のニーズを捉え、効果的な取組を進めることで、市民の共感・協働へと発展させることが必要である。

【参考3-1】近年になって注目されはじめた緑の役割（地球温暖化対策に関わる機能）

ヒートアイランド現象の緩和	まとまった緑の保全と創造、緑地の分散配置 ※まとまった緑は冷気の固まりを形成し、周辺に冷たい空気を滲み出す「 <u>クールアイランド</u> 」として機能（ <u>間接的なCO₂削減</u> ） ※国土交通省「環境に配慮したまちづくり」より
里山に学ぶライフスタイル	自然共生社会の実現（ライフスタイルの転換） ※ <u>生活の豊かさとCO₂の削減が同時に達成できる社会の実現</u> ※環境省「21世紀環境立国戦略」（H19.6.1閣議決定）より
CO ₂ 吸収源	樹林地管理（森林経営）・植生回復 ※京都議定書及びマラケシュ合意などに基づき、森林経営による吸収源（3.8%）とは別枠で、同議定書3条4項「 <u>植生回復</u> 」として「 <u>都市緑化等</u> 」が位置づけられ、 <u>吸収量の計上が可能</u> ※国土交通省「環境に配慮したまちづくり」より

・横浜市温室効果ガス排出状況調査（平成18年度）より、横浜市内の森林によるCO₂吸収量は、1万t（市内排出量2,041万tの0.05%）と計算されている。

横浜市の森林面積 : 2,597ha

森林吸収量 : 10.31kt- CO₂（横浜市の森林によるCO₂吸収量）

【参考3-2】ヒートアイランド現象の緩和と緑

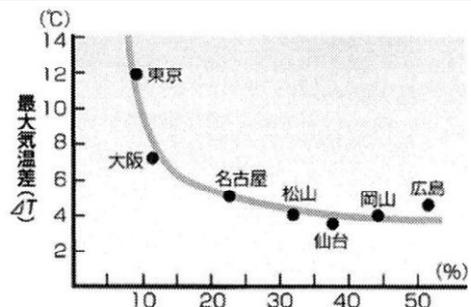
- ・植物は、晴れた日に葉から盛んに水分を蒸発し、空気中に水蒸気を供給する。水分が水蒸気になるときに周りの熱を奪うため、周囲の気温が下がる。
- ・このような緑の蒸散作用などにより、まとまった緑は島状に冷気が集まる「クールアイランド」を形成するという効果がある。



※国土交通省「環境の世紀」における公園緑地の取組 より

- ・平成19年の横浜市における夏期の最高気温は都筑区長坂で38.9℃、また、同時刻における最低気温は、泉区和泉町で33.0℃を記録している。
- ・また、日平均気温では、港北区綱島で最も高い26.9℃、旭区万騎が原で最も低い25.2℃を観測し、観測地点間で最大1.7℃の差がみられた。
- ・都市における緑地等の蒸発散面が全体の30%以上になると、都心部と郊外部との温度差が概ね一定となる。

主な都市における蒸発散面積率と郊外気温との差



※福岡義隆(1983)「都市大気温暖化における水と緑の役割」水利科学No.244より

4 重点取組の方向性

(1) 10大拠点等まとまった緑の保全

➤ 現状と課題

市域面積の約1/4に相当する市街化調整区域のうち、2/3がまとまった緑として残されている。その中で、保全施策を講じている樹林地・農地は一部にとどまっております。「市街化調整区域のあり方」検討では、土地利用の規制・誘導策により、緑の保全を図る方向性が示されている。

【参考4-1】市街化調整区域の緑被（樹林地・農地・草地）の状況

市街化調整区域面積		約10,500ha (市域の約24%)
市街化調整区域の緑被率		66% (約6,900ha)
＜内訳＞	樹林地	34% (約3,500ha)
	農地	22% (約2,300ha)
	草地	10% (約1,100ha)

※分布状況は別図参照（資-6ページ）

【参考4-2】市街化調整区域内の緑の保全状況

区分	現況量	減少量	保全施策を講じている面積	保全施策のない面積
樹林地	約2,000ha	18ha/年 (市街化調整区域の0.2%)	約700ha	約1,300ha
			(特別緑地保全地区、市民の森、源流の森、保安林等)	※現況量の65%
農地	約2,600ha	15ha/年 (市街化調整区域の0.1%)	約1,500ha	約1,100ha
			(農用地区域、農業専用地区)	※現況量の42%

※平成15年度土地利用現況調査より

【参考4-3】「横浜市における今後の市街化調整区域のあり方について」答申(平成19年2月)

エリア名	対象区域	●課題 ○あるべき姿	土地利用の規制誘導の 方向性	その他
保全	既に担保済みの区域 ○緑地； 法的担保（特別緑地保全地区など） 契約方式（市民の森、協定緑地など） その他（都市公園など） ○農地；農用地区域	●契約方式は、必ずしも恒久的な担保にならない。 ○まとまりのある良好な緑地、農地として保全を図る。	・各担保策に基づき緑地農地の保全を図る。 ・契約方式も有効に活用しつつ、法的担保へ移行を図る。	規制とともに地権者支援が必要（例 税の減免・助成の強化、里山管理ボランティア、土地所有者と交流・感謝する仕組みなど）
	今後担保すべき区域 ○緑地；今後特別緑地保全地区などにより保全措置を講じる位置づけのある一定規模以上の一団の樹林地 注)一団の樹林地とは、「水と緑の基本計画」に定める「緑の七大拠点」、「河川沿いのまとまりのある樹林地などの拠点」及び「一定規模以上の民有樹林地」など	●担保がまだされていない区域で徐々に土地利用転換が進んでいる。 ○まとまりのある緑地として保全を図る。	・都市計画法に基づく開発許可制度の対象施設は立地を規制する。 ・都市計画法に基づく開発許可制度の適用を受けない土地利用転換は、緑を保全するなど一定条件を満たすものとする。	
共生	自然的土地利用と都市的土地利用が混在している区域で、他のエリアに属さない区域	●土地利用の混在が進行し、放置すると不良市街地となる恐れがある。 ○適切な規制誘導策により、自然と都市とが共存・調和した、よりよい環境を形成する。	【基本的ルール】 不良市街地化を防止するため、緑化や立地などの基準を導入する。 【地域協働への支援】 地域協働で自然と都市が共生する地域づくりを行う場合これを支援する。	都市農業を活性化する支援が必要
計画開発 検討	駅周辺などで、横浜市の都市づくり上の位置づけがあり、計画的な土地利用を例外的に検討すべき区域	●計画開発が進まないまま、混在が進行している。 ○都市づくり上の位置づけと整合した計画的な土地利用を図る。	計画的な土地利用の誘導を図る。 また、緑の保全など周辺の景観・環境に配慮した計画とする。	

注)都市づくり上の位置づけがあるとは、「都市計画マスタープラン」、「整備、開発及び保全の方針」などへの位置づけが想定される。

➤ **重点取組の考え方**

横浜市郊外に広がる市街化調整区域の緑、特に「緑の七大拠点」、「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」等、まとまりのある緑の拠点（10 大拠点）の樹林地・農地は、谷戸や里山等の景観を有し、市民の憩い・活動の場となるとともに、生物多様性確保や安全・新鮮な食料生産の場、さらには防災上の重要な空間となっている。

また、地球温暖化対策に向けたCO₂吸収源、クールアイランド、自然と共生した里山ライフの活動の場として保全すべき重要な緑の拠点である。

そのため、市街化調整区域の土地利用規制とあわせて、良好な環境形成に寄与している緑地所有者の維持管理を負担軽減することや、相続時の支援など、持続的に保有できる仕組みをつくる必要がある。

相続等突発的に生じる事態には、土地の買入れによる対応が必要となるため、これに対応できる新たな仕組みが必要である。

なお、相当な額の予算が必要となることから、最大限の財源確保に努めるべきである。

【重点取組（例）】

◎ **農地保全の推進**

- ①農地保全のための支援策充実
- ②農業の担い手づくり

◎ **樹林地保全の推進**

- ③土地利用規制とあわせた緑地保全のための支援（市民応分の負担）
 - ・・・緑地の価値提供に対する対価を応分に負担する
- ④相続時等対応メニュー拡大

(2) 市街地の身近な緑の保全と創造

➤ 現状と課題

市街化区域の緑は、住宅開発などによる減少が続いており、これに対し、景観法に基づく住宅開発に対する規制の検討や、都市緑地法に基づき、建築の際に一定率の緑化を義務化する「緑化地域」の指定に向けた検討が進められている。

また、商業系の土地利用が集積する中心市街地においては、緑は少ない状況にあり、市民は「量・質共に不十分」であるとの印象をもっている。

中心市街地における緑の確保は容易ではないが、都市の環境を和らげる、水と緑の機能を活かした取組が求められる。

【参考４－４】市街化区域の緑被（樹林地・農地・草地）の状況

市街化区域面積		約 33,000 ha (市域の約 7.6%)
市街化区域の緑被率		20% (約 6,600 ha)
<内訳>	樹林地	13% (約 4,300 ha)
	農地	2% (約 600 ha)
	草地	5% (約 1,700 ha)

※分布状況は別図参照（資－７ページ）

【参考４－５】中心市街地（例として横浜都心）における緑被

（樹林地・農地・草地）の状況

都心部区域面積		約 1,300 ha
都心部の緑被率		12% (約 150 ha)
<内訳>	樹林地	7% (約 90 ha)
	農地	0% (約 0 ha)
	草地	5% (約 60 ha)

※分布状況は別図参照（資－８ページ）

【参考４－６】市街化区域の緑の保全状況

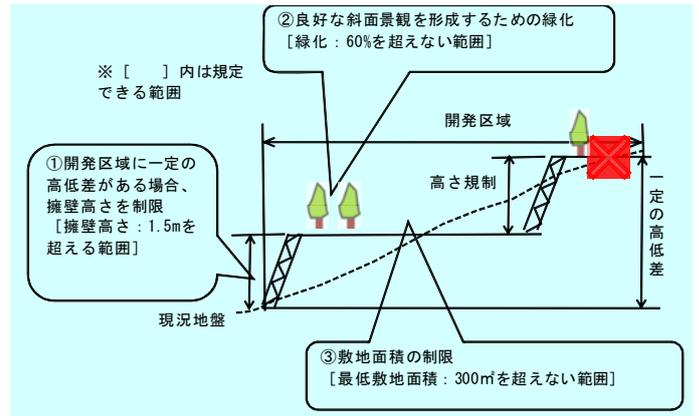
区分	現況量	減少量	保全施策を講じている面積	保全施策のない面積
樹林地	約 1,350 ha	38ha/年 (市街化区域の 0.1%)	約 350 ha	約 1,000 ha
			(特別緑地保全地区、市民の森、ふれあいの樹林、保安林、緑地保存地区等)	※現況量の 7.4%
農地	約 800 ha	36ha/年 (市街化区域の 0.1%)	約 350 ha	約 450 ha
			(生産緑地)	※現況量の 5.6%

※平成 15 年度土地利用現況調査より

【参考4-7】身近な斜面緑地の景観・緑保全施策

開発メリットの低下による緑地保全や、景観上、住環境上良好な開発の誘導を図るため景観法と連携し、斜面地における住宅開発の基準を強化する。

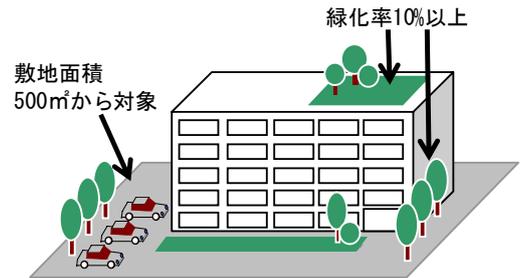
景観法に基づく制限のイメージ



景観法に基づく全市景観計画に開発行為に対する
 ①擁壁高さ ②緑地面積 ③敷地面積
 の制限を位置付ける。更に、その3つの制限を、都市計画法に基づく条例（開発事業調整条例）に規定し、開発許可基準とする。

【参考4-8】緑化地域制度を活用した緑化施策

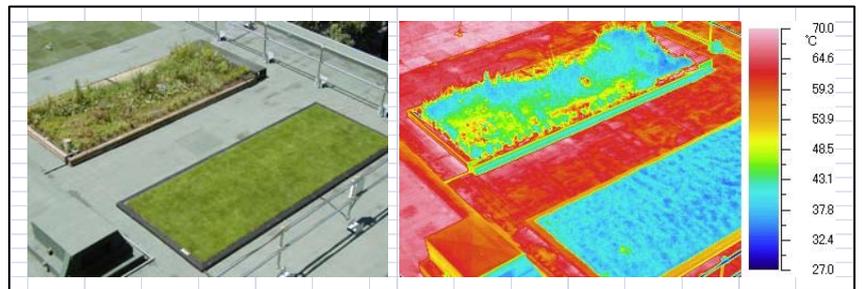
住居系の用途地域全域を「緑化地域」に指定する。
 「緑化地域」内においては、敷地面積 500㎡以上の建築物を対象に、新築・増築する際に10%以上の緑化を義務づける。



住居系の用途地域全域を対象とする

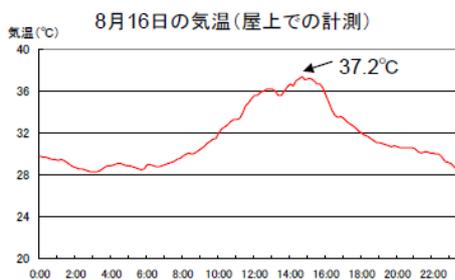
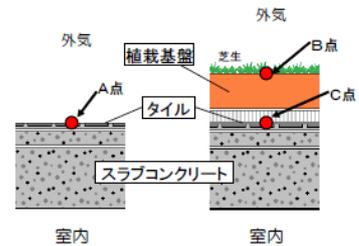
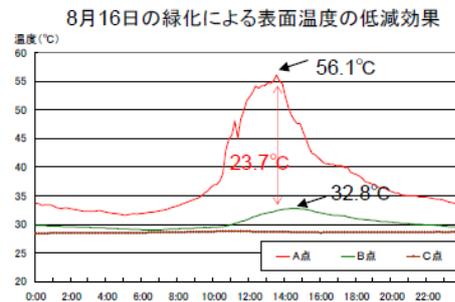
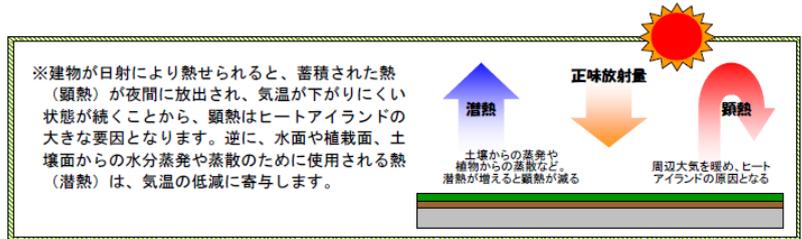
【参考4-9】屋上緑化の効果

- ・緑化していない屋上の表面は 60℃まで上昇する。この熱は建物のコンクリートに蓄えられ、夜でも気温が下がりにくくなる。
- ・緑化した場合は、芝生表面では 40℃程度までしか上がらず、建物本体でもほとんど温度変化がなくなる。
- ・雨水の一次貯留の機能とあわせることで、さらに効果を高めることが期待できる。



【参考4-10】猛暑日における屋上緑化によるヒートアイランド現象の抑制効果

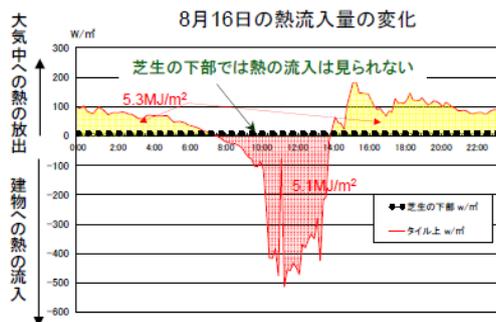
- ・屋上緑化は、建物への熱の蓄積を抑制することから、ヒートアイランド現象の抑制効果が期待されている。
- ・東京で猛暑日となった平成19年8月16日(木)の国土交通省（霞ヶ関合同庁舎3号館）の屋上庭園におけるデータから、屋上緑化のヒートアイランド抑制効果を測定した結果、緑化されていないタイル面の表面温度は56.1℃まで上がり、芝生面との表面温度差が最大で23.7℃となった。また、建築物への熱流入量は、緑化されていないタイル面では約5.1MJ/m²、放出量は約5.3MJ/m²だったが、芝生面では、熱の流出入はほとんど確認されなかった。



＜平成19年8月16日測定データ＞

最高気温	37.2°C
最低気温	29.7°C
平均気温	32.5°C
日中(13～15時平均)	
屋上タイル表面	51.7°C
芝生表面	32.5°C
植栽基盤下面	28.7°C
夜間(23～24時平均)	
屋上タイル表面	33.8°C
芝生表面	29.6°C
植栽基盤下面	28.7°C

※気温は国土交通省屋上にて計測



日中に建物に蓄積された熱は、夕方から夜間、朝方にかけて大気中へと放出され、ヒートアイランドの一因となります。

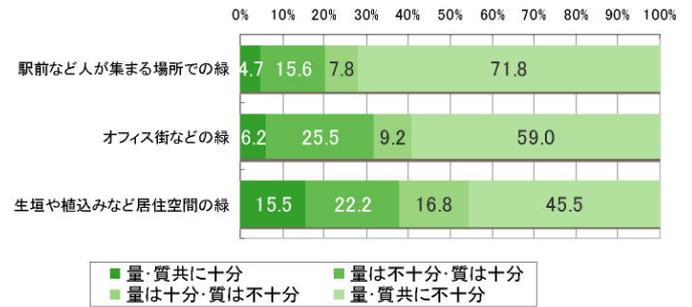
日射により建物に熱が流入すると、建物があたたまり、冷房による電力消費量が増加するため、温暖化の一因となります。

【参考4-11】 中心市街地の緑に対する市民意識

・身近な緑の印象について

※平成17年度「水と緑の環境に関する

アンケート」より抜粋



➤ 重点取組の考え方

人々が住み、働く場所でこそ、身近に感じられる緑が必要である。

「150万本植樹行動」を契機とした、市民・事業者と連携した緑化の取組を進めるとともに、一定率の緑化を義務付ける緑化地域制度を導入し、緑豊かな住環境を構築すべきである。また商業系地域への緑化の義務づけや、地区計画との連動など、制度の拡充を進めるべきである。

「斜面緑地」は、市民生活や都市活動に身近なところで都市空間に安らぎや潤いをもたらすとともに、横浜らしい景観を形成する重要な要素である。

このため、斜面地開発への新たな規制の導入とあわせ、緑地の重要性に応じて土地所有者が持続的に保有できる仕組みづくり（維持管理の負担軽減等）や、相続時の対応メニューを拡大する必要がある。

また、市民に身近な樹林地を保全する制度である「市民の森」、「緑地保存地区」の指定を推進するとともに、地域住民の寄付負担により緑地を保全する「よこはま協働の森基金」制度の拡充を図るべきである。

中心市街地は、ヒートアイランド現象が顕著な区域でもあるが、商業系地域の土地利用の比率が高く、まとまった緑化が難しいため、都市（再）開発事業等、まちづくり事業との連携、事業者に対するインセンティブの導入などにより、屋上等の建築物緑化、クールスポットや風の道形成など、環境の質の向上を目指した緑化（環境緑化）を進め、街の魅力と快適性を高める必要がある。

【重点取組（例）】

◎ 緑化の義務化

① 「緑化地域」制度の導入と拡充

◎ 斜面緑地等の保全の推進

② 土地利用規制（景観法）とあわせた土地所有者への支援

③ 相続時等対応メニュー拡大

④ 「よこはま協働の森基金」制度の拡充

◎ 環境緑化の推進

⑤ まちづくり事業との連携

(3) 樹林地等の維持管理・運営

➤ 現状と課題

緑の多面的な機能を発揮させるには、適切な維持管理が必要である。一方、市民の樹林地の管理活動は年々増加しており、活動の場や機会の創出が求められている。

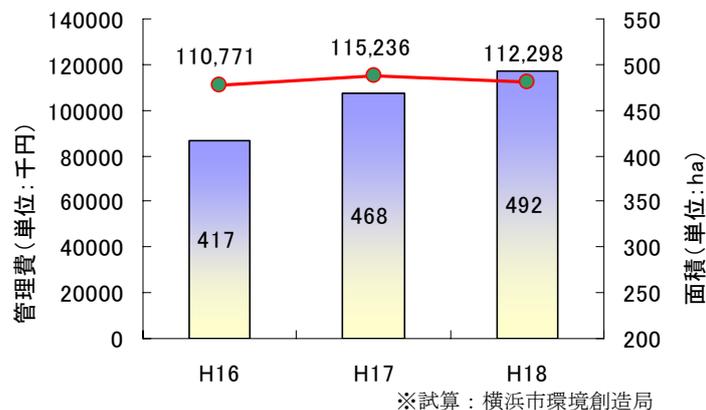
また、良好な環境形成に寄与している緑地所有者への維持管理の支援や、維持管理で発生する間伐材等の資源循環への対応が必要である。

【参考 4-12】 樹林地の面積と維持管理

市管理対象樹林地（市民の森、ふれあいの樹林、市有緑地）は増加しており、樹林地の管理として、下草刈り、間伐等の作業が必要となっている。

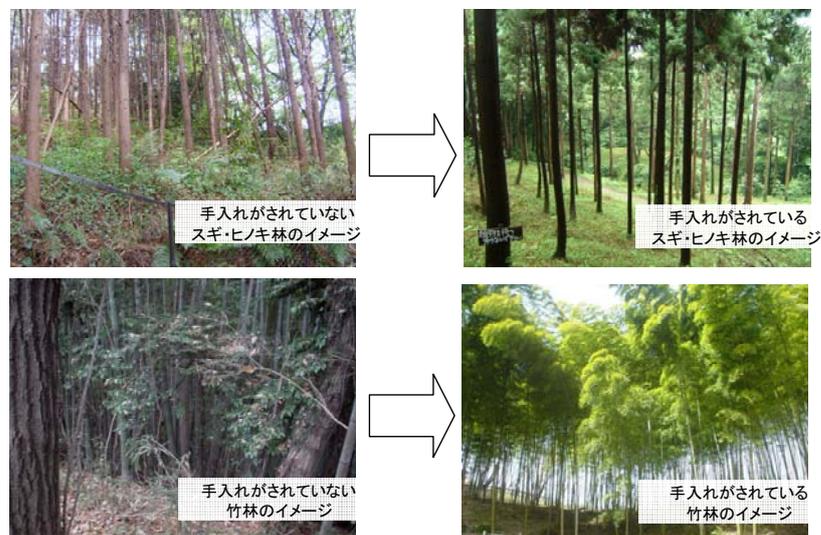
市民の森愛護会の活動などにより、樹林地の手入れも進められているが、市内の樹林地には急峻な地形が多く、市民の手で管理するには限界がある。

【市管理対象樹林の面積と管理費の推移】



【参考 4-13】 市民が利用するための樹林地の管理

過去に人為的な管理がされた樹林地は、放置すると林内に入ることができないほど草木が生い茂ってしまう傾向にある。また、CO₂の吸収・固定、生物生息環境、水循環など樹林地の多様な機能が管理不足により低下する恐れがある。



【参考4-14】樹林地をまもる市民活動

市民参加の場は年々増加傾向にあり、樹林地の整備を行うことで、より多くの市民が安全に身近な自然にふれあい楽しむ場となる。

【市民活動の状況】

市民参加の場	形態 名称等	平成16年度活動状況		活動内容
		か所数	参加概数	
市民の森	愛護会	25	855名 (会員数)	散策路、広場の清掃・草刈 整備計画づくり
ふれあいの樹林	愛護会	15	749名 (会員数)	管理活動、巣箱設置などのふれあい活動
森づくりボランティア 団体登録	一般公募	30	1488名	樹林地の保全活動

【参考4-15】緑の資源循環

・緑のリサイクル事業

「緑のリサイクルプラント（よこはま動物園ズーラシア内）」では、公園・街路樹から発生する剪定枝などを再資源化し、たい肥とチップ材を製造している。

・再資源化の現状

市内で発生している推定20,000tの剪定枝は、現在12,000tが再資源化され、8,000tが焼却処分されている。

・チップ材の再生利用

チップを廃プラスチックと廃木材を原料とする再生複合建材の材料として活用し、公園施設（ベンチ、柵等）として再生する取組を実施している。

【参考4-16】緑地を保有し続けるための課題

市民生活の良好な環境形成に寄与している緑地を保有する市民へのアンケートの結果からは、緑地を保有し続けるためには相続問題について日常の維持管理が課題となっている。



※横浜市の緑地施策に関するアンケートより(H19.3実施)

➤ **重点取組の考え方**

樹林地保全のために、緑地所有者の維持管理の負担を軽減するとともに、「市民共有の財産」として、質の向上や安全確保（防災、市民利用）に必要な高レベルの樹林地の維持管理により「緑の価値」を高め、さらに、市民利用を促進することで、市民満足度の向上を図る必要がある。

また、維持管理で発生する間伐材等を資源として再利用することは、緑の資源循環とともに啓発的な効果もあるため、里山の価値を見直すことにより、ライフスタイルの変革につなげていくことが重要である。

樹林地を健全に育成するための維持管理を継続的に行うには、安定した財源確保が必要である。また、緑の資源循環の推進については、民間活力の導入を積極的に検討すべきである。

【重点取組（例）】

◎ **緑の価値向上**

- ①高レベル管理による市民満足度アップ
- ②緑の資源循環の推進

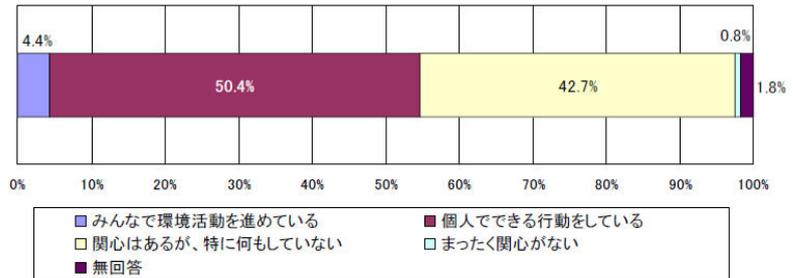
(4) 多様な主体の参加と協働の推進

➤ 現状と課題

緑を守り育む取組を多様な主体の協働で進めることについて、市民の意識が高まっている。

しかしながら、環境教育に関するアンケート調査結果によると、環境に関心はあるものの、具体的な行動に結びついていない。

環境問題への関心・行動（平成18年度環境教育に関するアンケート調査、環境創造局）



協働による取組をさらに進めるためには、市民・事業者が主体的に行動できるよう、活動を担う人・団体を育てること、活動の機会と場を広げること、情報を共有することなど、「協働の場づくり・人づくり」に向けたコーディネートが必要である。特に、市民の自然とのふれあいや体験の場の提供、市民活動団体への研修の実施、情報提供の充実などが求められる。

【参考4-17】自然体験教育、人材育成

- ・横浜自然観察の森（栄区）

自然観察や学習指導、自然環境の調査研究、自然保護活動の育成・指導などを行っている（年間利用者約38,000人）。

- ・市民による里山育成事業

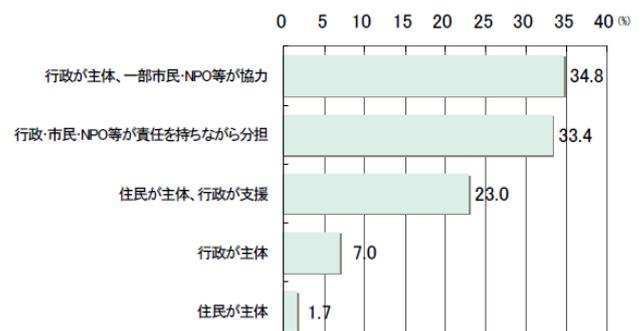
市民の森等で活動する「森づくりボランティア団体」や「市民の森愛護会」の活動を支援するため、研修会等の開催、アドバイザーの派遣、ニュースレターの発行などを行っている。



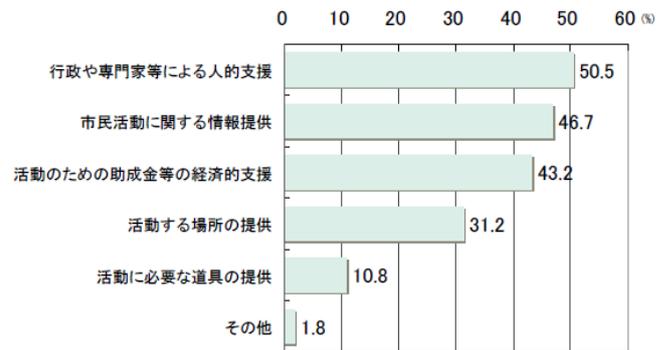
【参考4-18】水と緑の環境への関わり方についての市民意識

水と緑の環境に関するアンケート（平成17年）結果では、水と緑の環境づくりは、市民・行政が協力・分担するという意見が多く、その活動に際しては、人的支援や情報提供が必要であるとの意見が上位にあげられている。

Q 水と緑の環境づくり（維持管理などを含む）をどのように行えばよいか



Q 今後、市民が水と緑の環境づくりに関わっていくためには、どのような支援が必要か



➤ 重点取組の考え方

地球温暖化対策をはじめ、環境に対する関心が高まる中、市民・事業者の自発的な取組が進んできている。また、団塊世代の退職に伴い、身近な地域における活動への参加も期待されることから、環境向上への機運をさらに高め、多様な主体の参加と協働による取組を推進する必要がある。

そのため、市民の環境行動や企業のCSR活動がさらに発展するための環境整備や支援など、自発性が発揮される取組を進めるべきである。

また、水と緑の魅力拠点の情報提供や、楽しさや生活の豊かさを感じることで自然とのふれあいの機会の創出、次世代を担う子ども達の自然体験の機会を拡大するなど、市民利用を促進するとともに、広く市民・事業者の参加を得ることで、緑を守り育むための目標を共有することが重要である。

様々な主体との協働を進めるとともに、活動支援や市民利用のための運営の取組を継続的に行うためには、安定した財源確保が必要である。

【重点取組（例）】

◎ 市民協働の推進

- ①市民・事業者の環境活動・子ども達の環境教育の推進
- ②魅力拠点等の市民利用の促進

参 考 资 料

○水の循環と緑

- ・樹林地や農地といった、緑のある地表面は、降った雨が地面に浸透するなどの、保水・遊水機能を持っている。
- ・このような緑の保水・遊水機能により、平常時における河川水量の確保だけではなく、大雨時には、河川に流出する水量を抑制する効果がある。

図 浸水の状況

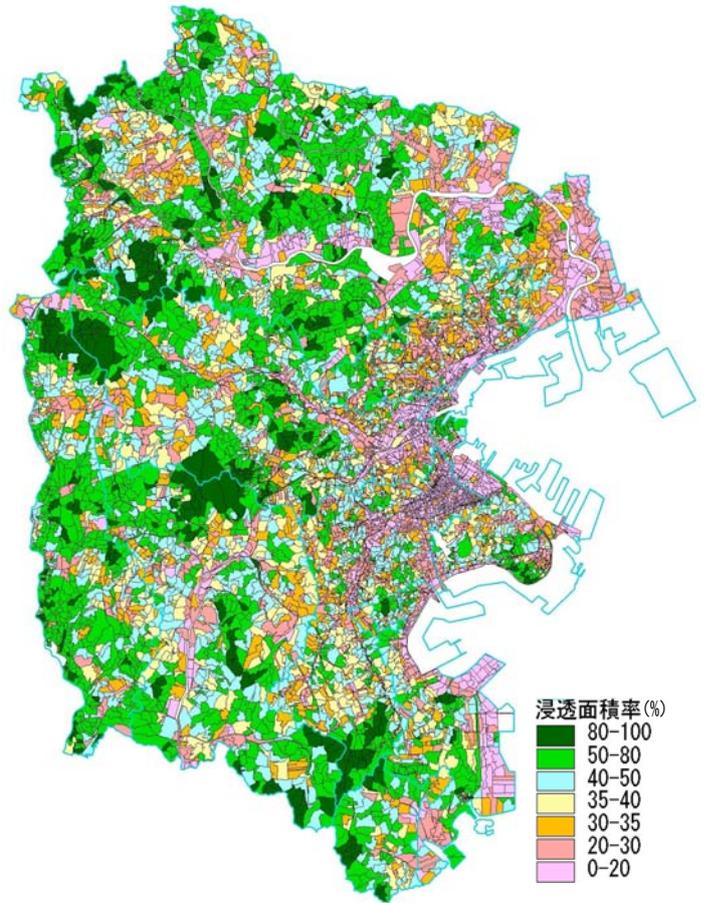
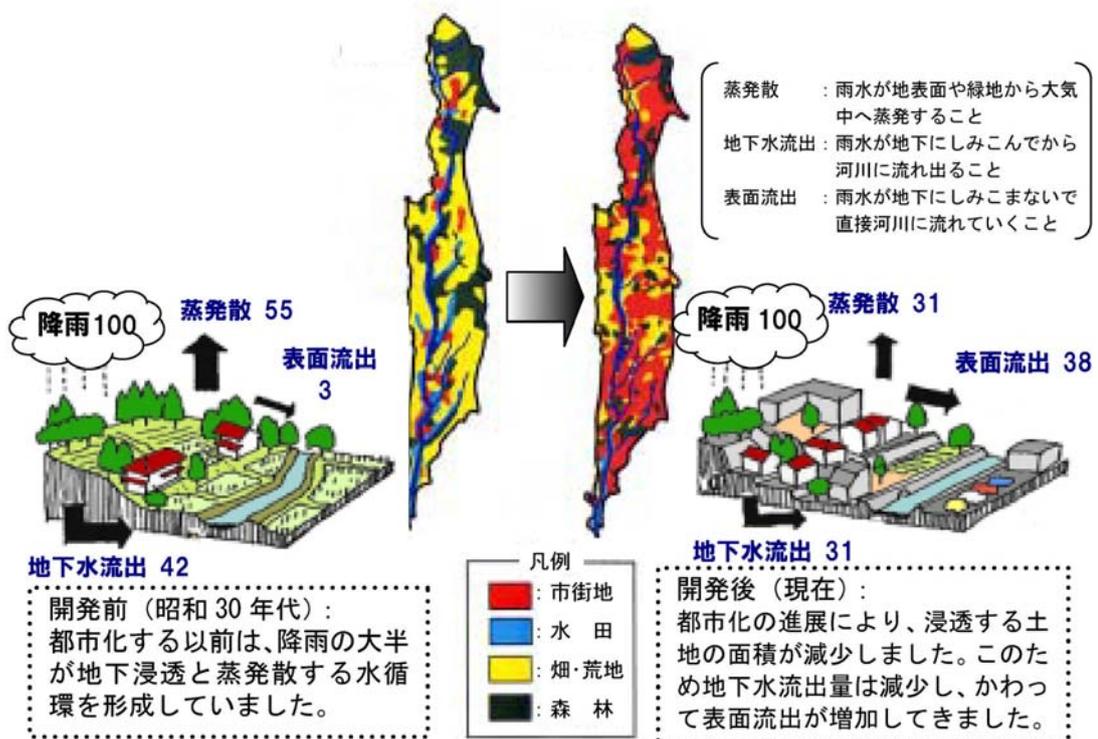


図 土地利用と雨水流出量の変化（和泉川流域）



○市民活動の場としての緑

自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民自らが愛着を持って行うことにより、豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市につなげることが必要である。

現在、市民参加による水・緑環境に関する様々な活動が行われており、環境に関する活動への参加経験も約 60%となっていることから、市民の環境活動に関する関心は高いことが伺える。

こうした中で、市民が水と緑の環境づくりに関わっていくためには、人材育成や情報提供など、様々な支援が必要とされている。



・活動の機会と場を広げる緑

緑の環境は環境活動に取り組む市民が集いつながる機会と場を提供している。

樹林地や公園、水辺を市民とともに保全・管理・活用していくため、新規整備や再整備、イベントなど様々な機会を捉えて、「森づくりボランティア団体」や「市民の森愛護会」、「公園愛護会」、「水辺愛護会」等の市民活動団体の結成に取り組む必要がある。



・楽しさのある緑の環境

緑で囲まれ、親水性や魅力ある水・緑環境は、スポーツなどの健康づくりや、休日を楽しむレクリエーションなど、生活の楽しみを広げるものである。

【市民創発の場】

横浜市ではさまざまな市民活動が活発に行われている。新たな市民活動が生まれる場として、緑の環境は重要な役割を担っている。



○自然とのふれあいの場としての緑

自然とのふれあいや農体験を通じて自然のしくみや、人と自然の関係を見つめなおす気づきや発見が期待できる。



・次世代を担う子どもたちの体験の場

こどもの成長には体験が不可欠であると云われています。

四季折々に変化し多様な生物が生息する自然環境や農地は体験の場となる。

【体験学習の場】

都市における身近な緑は生物の生息域や自然界における物質循環、植物によるCO₂の吸収・固定などを体験学習する場となる。



○大都市でありながら、身近にある緑

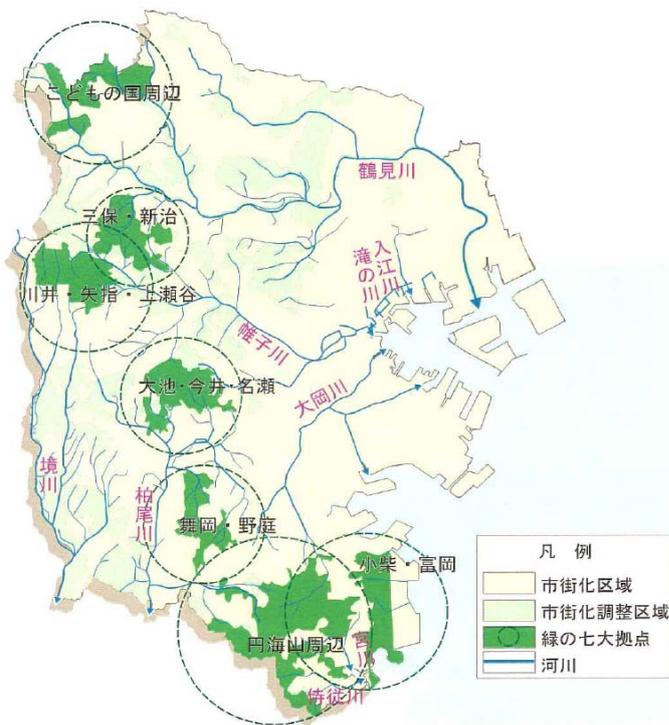
横浜市は 362 万市民を擁する大都市でありながら、市民生活の身近な場所に樹林地や農地、公園、せせらぎなど、変化に富んだ豊かな水・緑環境を有している。

河川の源流域には、「緑の七大拠点」があり、鶴見川や境川の中流域には「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」がある。

これらの樹林地、農地の緑は、市域面積の約 25%に相当する市街化調整区域を中心に、市街化区域に入り込むように散在しているのが特徴となっている。



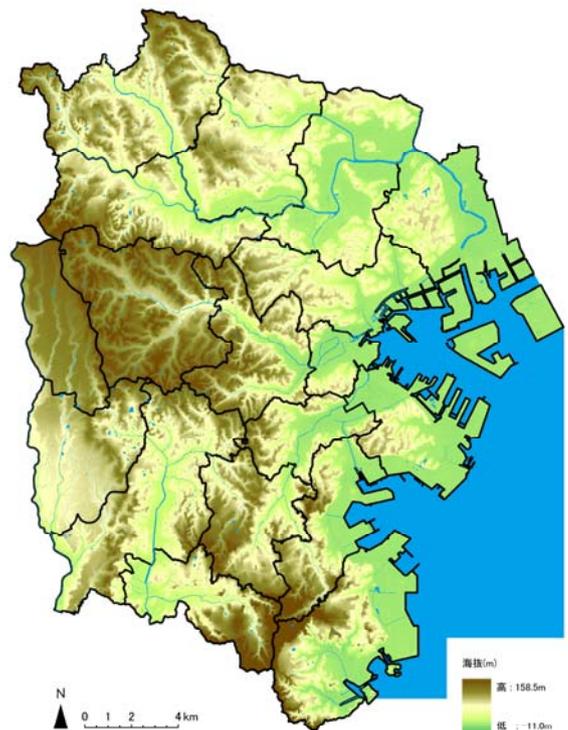
図 主な河川と緑



【郊外部のまとまった樹林地と農地】

横浜は大都市でありながら、緑の七大拠点など、郊外部にまとまった緑がある。

図 横浜の地形



【変化のある地形】

低地、台地、丘陵、山地、河川が横浜の特徴的な地形と風土をつくっている。

横浜みどりアップ計画の概要



樹林地の減少

- 市街化区域の山林保有上の課題として、相続税などの相続時の問題や日常の維持・管理がそれぞれ約25%となっています。
- 過去5年間で市が買収した山林の約62%が、山林所有者の相続に起因します。
- 市街化調整区域の山林等で年間10ha前後の許可不要施設等の開発が行われています。

【原因】

- ・維持費
- ・相続税
- ・開発

※56ha/年の減少
H22年まで337haの減少

樹林地を守る施策

1. 契約制度による維持費の支援
2. 区域指定による相続税の軽減、相続税猶予制度の国家要望
3. 法制度と併せた開発規制・誘導
4. 市による買収等

H22年まで368haの制度指定

農地の減少

- 農業団体からの過去5か年連続した本市への施策要望のトップは相続税・固定資産税等であり、次いで農業振興施策となっています。
- 販売農家の従事者の約半数は60才以上となっており、高齢化が進んでいます。
- 市街化区域の宅地化農地が約36ha/年、市街化調整区域の地域指定のない農地が約15ha/年と減少量が高くなっています。

【原因】

- ・不安定な農業収入
- ・担い手不足
- ・相続税

※50ha/年の減少
H22年まで296haの減少

農地を守る施策

1. 農業振興施策の充実
2. 農業の担い手づくり
3. 相続税猶予制度の拡充と地域指定のない農地の保全

H22年まで100haの制度指定

宅地の増加

- 宅地は、過去平均で98ha/年、増加しており、この傾向から推計すると平成22(2010)年度までに、約588haの宅地が増加すると予測されます。
- 人口も引き続き緩やかな増加傾向であり、人口増と運動した宅地の供給源として、農地・樹林地が減少していく状況にあると考えられます。

※98ha/年の増加
H22年まで588haの増加

緑をつくる施策

1. 緑化への意識啓発 市民行動の推進
2. 地域緑化の推進
3. 緑化制度の活用
4. 公園等の整備・充足

※減少量・増加量は、平成9年度から平成16年度の平均値及び平均値からの推計値。

横浜みどりアップ計画(2006-2010)					
達成目標 (成果指標)	緑の総量(緑被率)	目標値(H22年度末)			
		現状値(H16年)	31%以上		
			31%		
NO	事業名	内容	平成22年度の 事業目標	市街化 区域	調整 区域
1	★市民の森の指定拡大(7-1-2)	市内の緑地を保全するため、所有者の協力を得ながら、散策路などをつくり、市民が憩う場として公開します。【H17末:417ha】	53ha	○	○
2	★水源の森の制度拡充と指定拡大(7-1-2)	総合的な治水対策から保全が必要となる水源の森について、源流の森として制度を拡充し、指定を拡大します。【H17末:10.5ha】	制度拡充 10ha		○
3	緑地保存地区の制度拡充と指定拡大	市街化区域の貴重な緑地を保全するために、所有者の協力を得ながら指定する緑地保存地区について、制度を拡充し、指定を拡大します。【H17末:170.3ha】	制度拡充 12ha	○	
4	★市民と協働による樹林地の保全(7-2-3)	日常管理作業に携わる愛護会や森づくりボランティア団体が安全に作業できるように、樹林地の適正な管理を前倒しに進めます。	推進	○	○
5	近郊緑地保全区域の指定拡大	近郊緑地保全区域の指定拡大を行います。【H17末:45ha】	50ha		○
6	★近郊緑地特別保全地区の指定拡大(7-1-2)	丹海山周辺の豊かな緑を守るため、「近郊緑地特別保全地区」として指定します。【H17末:100ha】	120ha		○
7	★特別緑地保全地区の指定拡充(7-1-2)	良好な自然環境を形成している緑地について、特別緑地保全地区に指定していきます。【H17末:165ha】	123ha	○	○
8	相続税猶予制度の国家要望	樹林地の相続税の猶予制度等について、国に要望を行っています。	推進		
9	★地区計画における緑地保全(地区計画緑地保全条例の制定)(7-1-5)	良好な自然環境を確保するために必要な樹林地等を地区計画に位置づけることができるよう、条例を改正します。	条例改正	○	○
10	★土地利用規制と併せた拠点となる緑地の保全(7-1-2)	効果的な規制・誘導手法とあわせて市街化調整区域等の緑地保全を推進します。	制度運用		
11	★市街地の斜面緑地の保全(7-1-1)	景観法等と連携した土地利用規制とあわせて、市街化区域の斜面緑地の保全を推進します。	制度運用	○	
12	★よこはま協働の森基金の拡充(7-1-1)	地域住民の協働により、「よこはま協働の森基金」と地域住民が集めた資金とをあわせて、樹林地を取得します。	推進	○	○
13	寄附受納制度の改正・拡充	緑地の寄附受納を推進するため、寄附受納制度の改正・拡充を行います。	制度改正	○	○
14	★緑の環境整備のための新たな財源の確保(7-1-5)	緑の環境整備に対応するために、新たな財源の確保を検討します。	財源確保	○	○
NO	事業名	内容	平成22年度の 事業目標	市街化 区域	調整 区域
1	★市民と農との地産地消の推進(5-4-1)	市内の農産物の地産地消を市民・農業者とともに進めることによって、農を生かした風土を育むとともに、地域農業の活性化を図り農地を保全します。【H17末:70戸】	直売約17ヶ所増加 農家数330戸 全小学校への供給	○	○
2	★市内農産物の生産振興(5-4-2)	横浜ブランド農産物の育成・増産をはかるとともに、環境保全型農業に取り組む農業者の認定・支援を進めます。【H17末:96人】	認定者数 154人	○	○
3	★農体験の場の拡充(5-4-4)	農体験に対する市民の多様なニーズに対応しながら、農地の保全を図るため、さまざまな機能や形態を持つ市民利用型農園の拡充を図ります。【H17末:20.7ha】	7.6ha	○	○
4	★アグリ・ツアーの開催(7-1-3)	地域の農地や農産物、農村環境など、農の魅力に触れるウォークラリーの開催を支援し、市民と農業者との協働による環境活動の育成をすすめます。	6回		
5	★農のある地域づくり協定事業(7-1-3)	市街化調整区域内外等の農地において、農業者と地域住民と話し合いにより、地域農業の継続に関する協働の取組を協定としてまとめ、地域と調和した農地の保全を図ります。	6件		○
6	★農業専用地区等の指定・整備(7-1-3)	まとまりのある農地を農業専用地区に指定し、農地の保全と整備を進めるとともに、市民との協働や農地の多目的機能の発揮を促進します。また、制度の拡充を行います。【H17末:1,011ha】	100ha		○
7	★農業への新規参入等の促進(5-4-3)	多様な主体が農業への新規参入できる条件整備を行い、法人や市民などによる新規参入を推進します。【H17末:4件】	17件		○
8	相続税猶予制度の国家要望	農地の相続税の猶予制度の拡充について、国に要望を行っています。	推進		
9	宅地化農地の活用	市街化区域内の農地のうち、生産地以外の、いわゆる宅地化農地において、市民の農体験ができる場づくりを検討します。	制度制定	○	
NO	事業名	内容	平成22年度の 事業目標	市街化 区域	調整 区域
1	★150万本植樹行動の推進(7-1-4)	民有地の緑化推進 民有地における緑化を進めるため、普及・啓発、助成等を充実させます。	150万本達成	○	○
		★公共用地的緑化推進 公園などにおいて、緑化を拡充します。			
2	★150周年の森の歳暮	開港150周年を記念した森を市民とともに整備します。	完了	○	○
		★イベントの開催 全国「みどりの愛護」のつどいを、2009年に誘致します。			
2	★地域緑化の推進(7-2-2)	市民、事業者等との協働による地域ぐるみの緑化活動を、地域の特性に合わせて推進し、緑豊かな街づくりを展開します。	18か所	○	○
3	★京浜の森づくり事業(7-2-2)	京浜地区において、公共空間・民有地、それぞれの緑化を、企業・市民・行政の協働によって展開し、未来に引き継ぐ京浜の森づくりを推進します。	9.1ha	○	○
4	★建築物緑化認定証の交付(7-1-4)	建築物を建てる際に、一定率の緑化を行った建築物に認定・顕彰する制度を創設・運用します。	制度制定・運用	○	○
5	★地区計画における緑化の拡充(7-1-5)	地区計画において、緑化率を定められるよう条例を改正します。	条例改正	○	○
6	★緑化地域の指定(7-1-5)	建築物を建てる際に、一定率の緑化を義務化する緑化地域を指定します。	指定	○	
7	★公園の整備拡充	身近な公園の拡充整備 1小学校区に約1.5か所の近隣公園・2か所の街区公園があるよう整備します。(7-2-4)【H17末:近隣 154校/街区 285校】	不足学区解消(全小学校349校)	○	○
7	★スポーツができる公園の拡充整備	★やましさを生かせる公園整備 各々のスポーツ需要に応じて、スポーツができる公園を拡充整備します。(6-2-4)	6ha(1箇所1ha程度を想定)	○	○
		★やましさを生かせる公園整備 福祉施設など、特定施設と一体化した公園の整備を推進します。(7-1-1)			
8	★水辺環境の整備(7-2-4)	せせらぎ緑道も川辺の散策道、水辺拠点の整備などにより、身近な水辺環境を整備します。【H17末:63.6km】	10.2km 6拠点の整備	○	○
9	★(仮称)杉田臨海緑地の整備(7-2-4)	市民が身をよぎる感じることのできる憩いの空間として、(仮称)杉田臨海緑地を整備します。	供用	○	
10	★開港150周年記念拠点の整備(7-2-1)	よこはま動物園跡地・ラジアの未整備地区を活用し、開港150周年記念イベント(ヒルサイドステーション)の会場となる拠点を整備します。	一部供用	-	-
11	★新治の森づくり事業(7-2-1)	北の森の拠点となる、緑区新治の緑地や農地を一体的に保全し、市民が里山の自然環境を楽しみ、体験・学習、交流する場として整備します。	事業中		
12	★返還跡地の活用検討(7-2-1)	米軍施設の返還跡地について、地域の状況に応じて農業振興、公園整備等を行います。	活用中	○	○

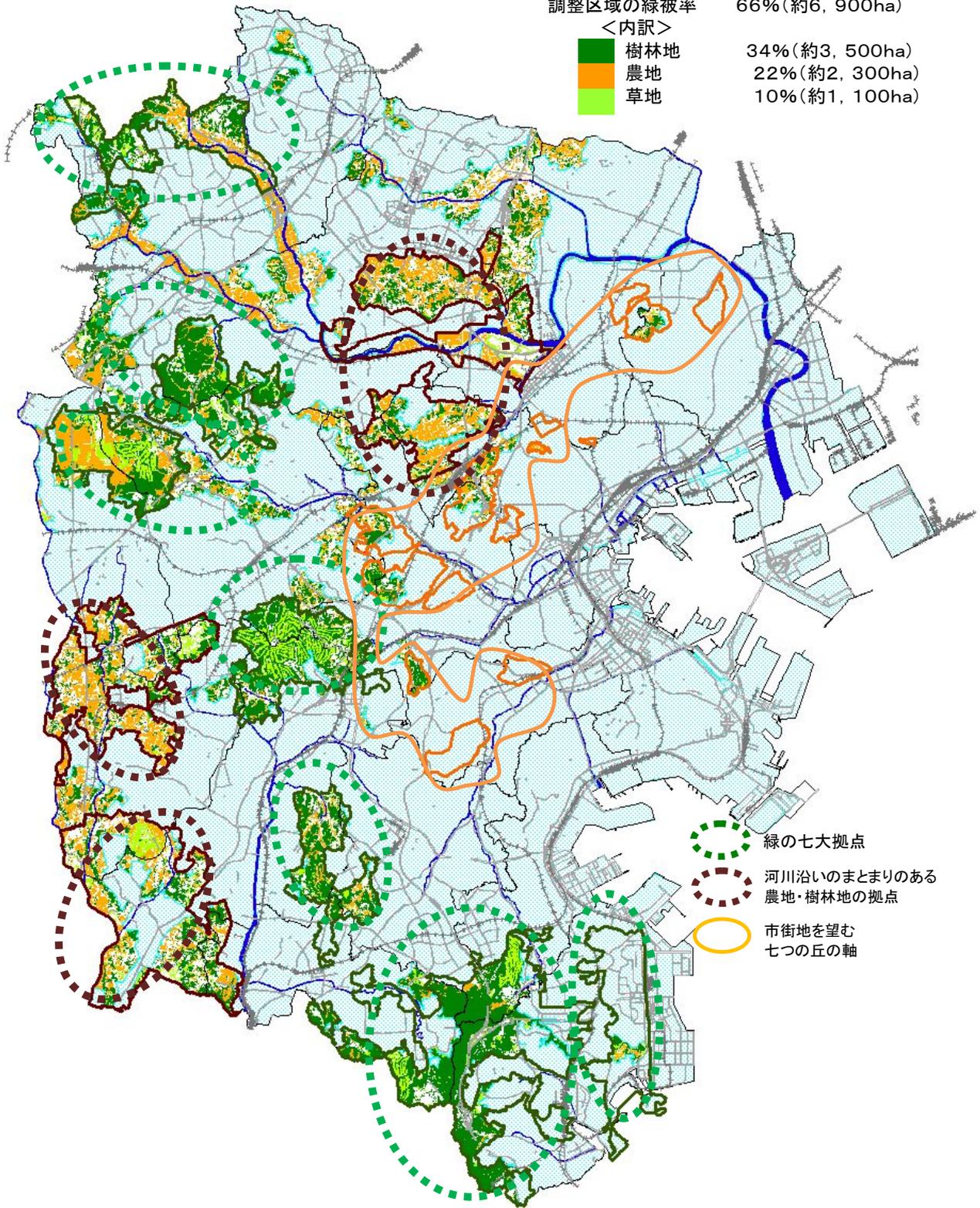
○市街化調整区域の緑被（樹林地・農地・草地）の分布図

市街化調整区域面積：約10,500ha(24%)

調整区域の緑被率 66%(約6,900ha)

<内訳>

樹林地	34%(約3,500ha)
農地	22%(約2,300ha)
草地	10%(約1,100ha)



○市街化区域内の緑被（樹林地・農地・草地）の分布図

市街化区域面積：約33,000ha(76%)

市街化区域の緑被率 20%(約6,600ha)

<内訳>

樹林地	13%(約4,300ha)
農地	2%(約600ha)
草地	5%(約1,700ha)



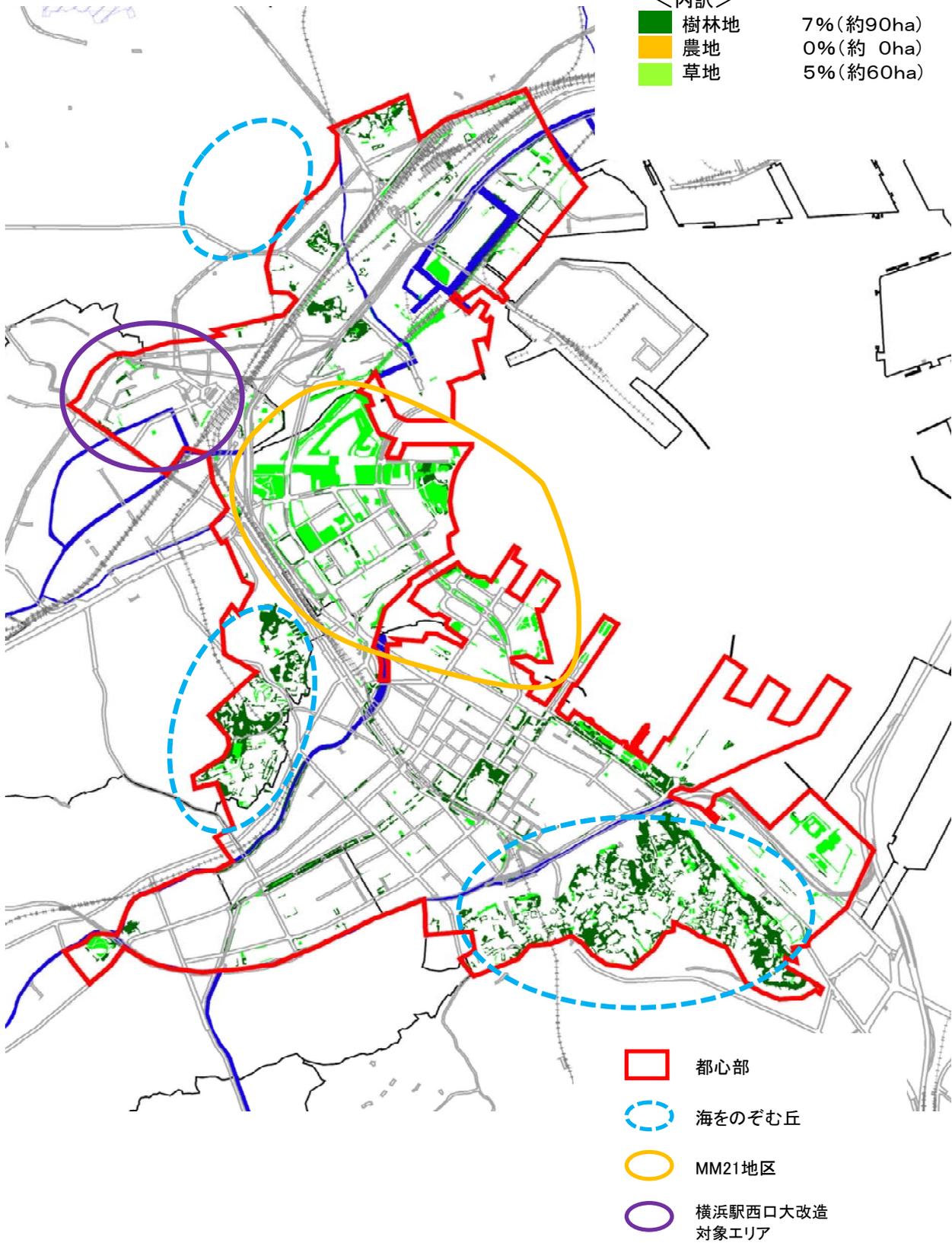
○都心部の水緑づくり対象エリアにおける緑被（樹林地・農地・草地）の分布状況

都心部区域面積：約1,300ha

都心部の緑被率 12%（約150ha）

<内訳>

樹林地	7%（約90ha）
農地	0%（約0ha）
草地	5%（約60ha）



緑化地域制度の導入について

提 言

平成19年12月
横浜市環境創造審議会

1. 経過

緑化地域制度の導入等について審議を行うため、平成19年6月5日（火）に開催された横浜市環境創造審議会において横浜市環境創造審議会緑化推進部会（以下略：部会）が設置された。本部会では、平成19年6月28日（木）に開かれた第1回部会で市の導入の考え方を、平成19年9月5日（水）開催の第3回部会で横浜市素案に対する市民意見の募集結果とそれに対する市の考え方について、審議を行った。

2. 提言

緑化地域制度については、①緑化地域を市内の住居系用途地域全域に指定する ②緑化率の最低限度を10%とする ③対象となる敷地面積の規模を500㎡以上とする、とした横浜市素案を導入する。

あわせて、この制度の導入が市民・事業者にとって取り組みやすく、より効果的なものになるよう、今後の緑化施策を展望した次の3つの意見について対応すべき事を横浜市に提言する。

（1）市民が自発的に緑化する環境づくり

緑化地域制度は、緑化の最低限度を義務づける制度である。行政は規制だけでなく、緑化を行う社会的な雰囲気・環境を作り、市民がさらなる緑化に自発的に取り組めるよう、支援すべきである。

具体的には、緑の持つ様々な機能に着目し、ヒートアイランド現象の緩和に資する緑化や建物の価値が上がるような緑化手法などの積極的な情報発信、植物の育て方の講習会、緑に関する相談・助成制度の充実などについて、緑化地域制度の導入と並行して取り組む必要がある。

（2）トータルな緑化の制度構築

緑化地域の指定に対する市民意見募集の結果からは、住居系用途地域以外の地域での緑化に関しても関心のあることがうかがえる。すなわち、これらの地域についても、緑の環境をつくり育てる条例により緑化協議を行うことを明確に示す必要があり、条例の点検・見直しなども視野に入れ、体系的に整理することが望まれる。

また、地区計画制度における緑化率規制の活用や確保した緑地の保全など、まちづくり部局と連携しトータルな緑化制度を構築すべきである。

（3）緑化の質的維持・向上の施策

身近な緑を量として増やしていくとともに、緑の持つ様々な機能を十分に発揮していくためには、植栽後の管理による質的維持・向上が重要である。

樹木などの緑化施設設置後、枯損状態で放置されないように良好に管理されることは勿論、樹種ごとの管理の指針や季節の管理情報の発信、緑に対する相談などを支援する体制・組織の充実が必要である。

平成19年12月18日

横浜市環境創造審議会

会長 梅田 誠

同 緑化推進部会

部会長 小堀 洋美

委員 後藤 ヨシ子

委員 佐々木 明男

委員 高梨 雅明

専門委員 高見沢 実